

第7節 地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために

【市街地整備(駅周辺・住宅・景観), 交通環境・道路整備】

7-1 地域ごとの特徴を生かした, 快適で利便性に富み住み続けられるまち【市街地整備】

施策22 良好な市街地の形成

目的

対象 …… 市民
意図 …… 便利で快適になる

施策と関連するSDGsの目標 (ゴール)



施策の方向

都市計画の最上位計画である調布市都市計画マスタープランを基本として, 適正な土地利用を推進するとともに, 市民に身近な景観の価値の向上を図る景観まちづくりを推進し, 利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地を形成します。

施策のポイント

- 都市計画マスタープランにおける将来都市構造や地域別構想の考え方に基づく, まちづくりの拠点や地域資源などを考慮した, 地域ごとの特性を生かした住みよいまちづくりの推進
- 令和6年度の用途地域等地域地区の見直しに向けた取組の推進
- 良好な景観形成の推進に向けた取組を体系的に進めるため, 「調布市景観計画」に基づく景観まちづくりの推進
- 公共サイン整備方針及びガイドラインに基づき, 国内外旅行者のための誰にも分かりやすい公共サインを, 計画的に市内各駅に整備

基本的取組の体系

施策22 良好な市街地の形成

22-1 適正な土地利用の推進

22-2 景観まちづくりの推進

基本計画事業

都市計画マスタープランの運用

地区計画制度を活用した街づくり[再掲]

景観計画・景観条例の運用

公共サイン計画の検討・運用

現状と主要課題

- 市は、平成26年9月に改定した「調布市都市計画マスタープラン¹」において、地域それぞれの独自性を活かした将来像やその実現に向けた方策等を定めるため、市内を「東部」、「北部」、「南部」及び「西部」の4つの地域に分け、それぞれの地域の特性に合わせたまちづくりを推進しています。
- 地域住民で進めるまちづくり活動に対する支援として、平成17年4月から施行した「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき認定した「街づくり協議会・準備会」のうち、令和3年度末時点で、活動している団体は協議会4団体、準備会2団体となっています。
- 景観法に基づき、地域特性を反映した景観づくりのルールや景観法の届出制度による建築物等の規制誘導の仕組みなど、良好な景観形成の推進に向けた取組を体系的にまとめた「調布市景観計画」に基づく、景観まちづくりを進めています。
- 「調布市公共サイン整備方針²」及び同方針の内容をより具体化し補足した「調布市公共サイン整備ガイドライン」を踏まえ、各地区の特性に応じた「公共サイン整備計画」を策定し、誰にとっても分かりやすい公共サインの整備に取り組んでいます。
- 将来的に人口減少・高齢化の進行が見込まれる中においても、今後も医療・福祉・商業・業務等の都市機能を維持し、市民が安心して暮らし続けることができるよう、都市機能や居住機能の誘導により、地域の生活利便性の維持・向上を図るとともに、地域ごとの特性を生かした住みよいまちづくりを推進することで、良好な市街地の形成に努める必要があります。
- 優れた都市景観は、都市に個性を生み出し、そこに居住する市民が強い誇りと愛着を持ち、我がまちという意識を高めていく上で重要な要素の1つといえます。そのため、市民・事業者との連携・協働の下、暮らしに息づくふるさとのもち・調布の良好な景観の保全・形成に向け、将来にわたって美しい景観を大切に守り、育て、つくるための景観まちづくりを推進する必要があります。

基本的取組の内容

22-1 適正な土地利用の推進

◆都市計画マスタープランの運用

都市計画マスタープランに基づき、市の都市計画に関する基本的な方針を示すとともに、適正な土地利用の推進を図ります。また、「ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、市民、事業者及び市の協働による地域特性を生かした住み良いまちづくりを推進します。東京都では、令和6年度に、区域区分の一括変更が予定されていることから、これに合わせた用途地域等の一斉見直しを行います。

◆適正な開発への誘導

「ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、周辺環境に配慮した開発事業への誘導を図り、良好な住環境の保全と魅力的な都市機能の創出に努めます。

◆住民発意のまちづくり活動の支援

まちへの愛着を持ちながら住み続けたいと思えるようなまちづくりに向けて、「ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、住民発意のまちづくりの活動を支援します。

1 都市計画法第18条の2の規定に基づき、調布市の都市計画の基本的な考え方を示したもので、市が都市計画の決定・変更や各分野の事業を実施する際は、同プランに基づき進めることになる。

2 主に公共施設等への案内・誘導を目的とするもの。道路管理者又は公共施設管理者が設置・管理する公共サインを対象としている。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
住みやすいと感じている市民の割合	93.8% (令和4年度)	95.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	71	区分	継続	担当課	都市計画課
事業名	都市計画マスタープランの運用				
事業の概要	調布市都市計画マスタープランに掲げる将来都市像やあるべき市街地像の実現に向け、適正な土地利用を推進するとともに、立地適正化計画による都市機能等の誘導を行います。あわせて、都市計画マスタープランを踏まえ、まとまりのある良好な市街地を形成するため、地域地区（用途地域、生産緑地地区等）の指定による規制誘導を行います。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープランの策定 ○用途地域等に関する指定方針・指定基準の運用 ○用途地域等の見直し検討 ○特定生産緑地・生産緑地地区の指定・運用 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープランの運用 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	15	12	12	15	

No.	78	区分	継続	担当課	都市計画課
事業名	地区計画制度を活用した街づくり〔再掲〕				
事業の概要	地区の特性にふさわしい良好な市街地を形成するため、地区レベルでの街づくりのルールを各地区の住民との協働で定める地区計画制度を活用した街づくりを推進します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○交通環境改善に向けた検討（つつじヶ丘駅・柴崎駅）（再掲） ※事業費はNo.85（交通環境の改善による沿線まちづくりの推進）に計上 ○調布駅周辺地区の検討 ○京王多摩川駅周辺地区の検討 ○深大寺周辺地区の検討 ○西調布駅周辺地区の検討 ※No.83（道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成）と連動 ○多摩川住宅地区の検討 ○深大寺東町七丁目周辺地区の検討 ○北部地区の検討 ○地域資源を活かした地区計画等の検討 ○その他地区の検討 ○地区施設測量等 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ※事業費はNo.85に計上 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ※No.83と連動 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ※事業費はNo.85に計上 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ※No.83と連動 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ※事業費はNo.85に計上 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ※No.83と連動 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	56	60	42	36	

22-2 景観まちづくりの推進

◆調布の自然・地域の個性を生かした景観価値の向上

国分寺崖線や多摩川・野川などの豊かな自然環境と、駅周辺などのにぎわいのある都市空間、落ち着いた風情を感じる街並み、のどかな農の風景など、地域固有の景観の魅力を市民と共有しながら、景観まちづくりを推進します。

◆街並み・景観保全に向けた規制・誘導

景観計画、景観条例等の景観法の制度を活用した規制誘導を図るとともに、各地区の景観特性に応じた景観のルールづくりを推進します。

◆地域における景観意識の醸成

地域住民との協働による景観まちづくりに向け、景観学習等の推進による景観まちづくりの担い手となる人材の育成と、地域での様々な社会活動を通じた景観に対する意識の醸成を図ります。

◆公共サイン計画の整備・運用

公共サイン整備方針及びガイドラインに基づき、多言語対応を含む公共サイン計画の検討・運用に取り組むことで、利用者の視点に立った、誰にとっても分かりやすく、親しみやすい公共サインの整備を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市内に優れた景観があると感じている市民の割合	81.9% (令和4年度)	90.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	72	区分	継続	担当課	都市計画課
事業名	景観計画・景観条例の運用				
事業の概要	景観行政団体として、調布らしい魅力ある景観の保全・形成のため、調布市景観計画や調布市景観条例等の景観法の諸制度を活用した景観まちづくりを推進します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○景観計画に基づく届出制度の運用 ○景観学習の推進(景観まちづくり市民検討会・大学連携) ○景観計画の改定準備	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○景観計画の改定	○継続 ○継続 ○景観形成ガイドライン(公共施設編)作成検討	
事業費(百万円)	5	10	8	5	

No.	73				
事業名	公共サイン計画の検討・運用	区分	継続	担当課	都市計画課
事業の概要	良好な景観形成に寄与する公共サインの整備・管理を通じた景観まちづくりを推進します。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○公共サイン整備計画(調布駅編) 第2期の策定	○中心市街地におけるサイン整備 ・布田駅周辺誘導サイン ・調布駅周辺公共サインデータ作成 ○公共サイン整備計画(京王多摩川駅編)の策定	○継続 ・継続 ・調布駅周辺案内・誘導サイン整備 ○京王多摩川駅周辺サイン整備	○継続 ・継続 ○継続	
事業費(百万円)	5	15	12	8	



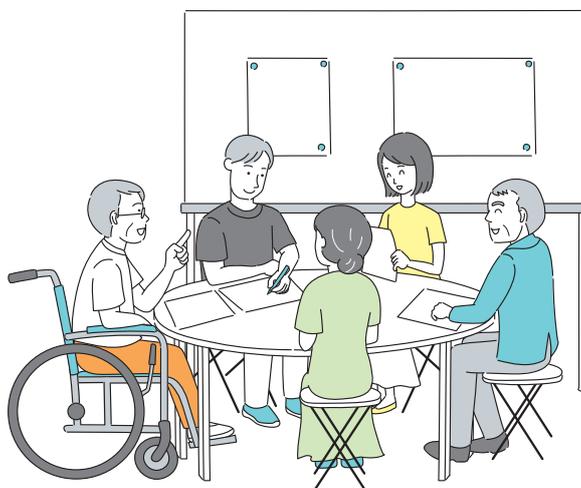
施策の推進, 成果向上の視点に関する取組の方向

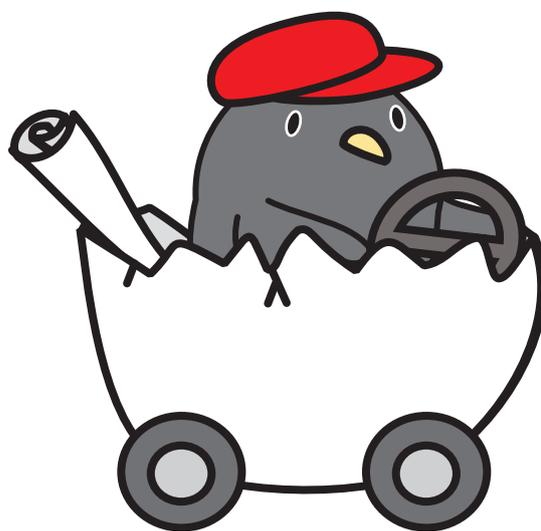
共創のまちづくり

- 調布市都市計画マスタープラン及び調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づき, 住民発意・参加と協働のまちづくりを進めます。
- 市の景観形成に関する課題及び将来像について検討するため, 「調布市景観街づくり市民検討会」を設置し, 市民と景観についての意見交換等を行っています。

フェーズフリー

- 新たな土地利用と併せた公共施設等の整備については, 再生可能エネルギーの活用やグリーンインフラの考え方を取り入れつつ, 令和元年台風第19号による浸水被害を踏まえた水害対策をはじめとする防災機能の向上を高めるとともに, 災害時にも利活用できるフェーズフリーの考え方に基づいた整備を推進します。





施策23 地域特性を生かした都市空間の形成

目的

対象 ……市内全域

意図 ……地域特性を踏まえ、多様な機能が調和し、人々が集い、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎがある

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

京王線の地下化を機に、駅前広場や鉄道敷地周辺への都市機能の集積や、ゆとりある空間の確保により、魅力ある中心市街地を形成するとともに、地域の特性を生かした質の高い都市空間を形成します。

施策のポイント

- 都市基盤整備の大きな節目を迎える調布駅前広場や鉄道敷地の整備による京王線の地下化の効果の発現
- 西調布駅周辺地区などにおいて、都市計画諸制度を活用した誘導方策や産業振興とも連携した地域特性を生かしたまちづくりの検討

基本的取組の体系

施策23 地域特性を生かした都市空間の形成

23-1 魅力的な中心市街地の形成

23-2 地域特性を生かしたまちづくりの推進

23-3 深大寺地区におけるまちづくり

重点

4 調布駅前広場の整備

4 鉄道敷地の整備

面的整備手法を活用したまちづくりの促進

中心市街地における区画道路等の整備

地区計画制度を活用した街づくり

4 道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成[再掲]

5 深大寺地区におけるまちづくりの推進

基本計画事業

現状と主要課題

- 平成24年8月、京王線連続立体交差事業によって、京王線の柴崎駅～西調布駅間の約2.8kmの区間と、調布駅～京王多摩川駅間の約0.9kmの区間の地下化が実現したことで、18箇所の踏切が除却され、慢性的な交通渋滞の解消による道路交通の円滑化や、歩行者や自転車の安全性の向上、鉄道により分断されていた南北市街地の一体化、鉄道敷地の有効活用など、様々な面で都市構造が大きな変貌を遂げました。
- 地下化に連動する市街地再開発事業や布田・国領の両駅の駅前広場の完成をはじめ、「トリエ京王調布」の開業など、ソフト・ハード両面が相まって、調布のまちの魅力は飛躍的に向上しています。とりわけ、地下化によって生み出された貴重な都市空間において、市における商業環境の一大転換期となった市民待望のシネマコンプレックスを含むトリエ京王調布の開業以降、調布駅の乗降客数の増加が顕著となるなど、市内外から多くの方が調布のまちを訪れ、一層のにぎわいを見せています。
- 調布駅前広場については、市民参加の実践を重ねながら、令和3年3月に決定・公表した調布駅前広場整備計画図に基づき、交通結節機能の向上はもとより、にぎわいの創出や市民のふれあい、交流が育まれる広場空間となるよう、整備を進めていく必要があります。
- 鉄道敷地については、調布・布田・国領の3駅の駅前広場の空間とも相まって、中心市街地における環境との調和を象徴する貴重な空間であり、市民が集い、交流できる機能を持つ各駅前広場の空間と有機的に連動させ、回遊性のある都市空間として整備を進めていく必要があります。
- 地区ごとにまちづくりの目標やルールを定める地区計画制度を活用し、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを推進しており、令和4年7月現在、地区計画の策定地区数は13地区となっています。
- 調布駅周辺地区は、地域の特性に応じた集約的な土地利用を誘導するとともに、回遊性の向上等を推進し、より多くの市民が安全・安心で快適に住み、働き、憩うことのできるにぎわいに満ちた拠点の形成に努める必要があります。
- 深大寺地区の魅力を最大限に生かしながら、次世代へ良好な街並み景観を継承していくため、「調布市深大寺地区街なみ整備基本計画（平成24年11月策定）」に基づき、街なみ環境整備事業¹を活用し、散策路の改修や公共サイン案内板の設置、深大寺白鳳院の建設に伴う周辺環境整備に取り組んでいます。



< 布田駅前 >



< 国領駅前 >

基本的取組の内容

23-1 魅力的な中心市街地の形成

◆魅力的な駅前広場の整備

交通結節機能の向上はもとより、にぎわいの創出や市民のふれあい、交流、うるおいを生み出す都市空間としての機能を兼ね備えた調布駅前広場の整備を推進します。

◆鉄道敷地整備による都市空間の創出

調布・布田・国領の3駅の駅前広場をつなぐ鉄道敷地の連続した空間を有効活用し、にぎわい、うるおい、やすらぎのある都市空間として整備を推進します。

1 住環境の整備改善を必要とする区域において、地方自治体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して美しい景観の形成、良好な居住環境の整備を行うことを支援する事業。

◆面的整備手法の活用

商業・業務機能や生活機能がバランスよく整えられた良好な市街地の形成を図るため、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的整備手法を活用したまちづくりを推進します。

◆歩行者の回遊性の向上

安全で快適な歩行者空間ネットワークの形成により、中心市街地の回遊性の向上を図ります。

◆都市景観の創造

ゆとりとうるおいのある空間の創出により、良好な都市景観の形成を図ります。

◆道路空間の利活用の検討

調布駅前広場や鉄道敷地における道路空間の利活用として、道路法に基づく歩行者利便増進道路（通称ほこみち制度）の活用や、兼用工作物による管理の検討など、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図りつつ、快適な生活環境の確保と地域の活力の向上に取り組みます。

◆中心市街地活性化の推進

商業・観光の振興と都市基盤の整備が一体となったまちの活性化に向け、市民や来訪者のニーズを捉えながら、中心市街地の活性化を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
中心市街地が魅力的であると感じている市民の割合	68.8% (令和4年度)	80.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	74	重点4				
事業名	調布駅前広場の整備		区分	継続	担当課	街づくり事業課
事業の概要	京王線連続立体交差事業により鉄道が地下化された調布駅前広場を南北一体的に整備し、交通結節点としての機能を向上させるとともに、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある駅前広場の整備を計画的に進めます。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○調布駅前広場 <ul style="list-style-type: none"> ・整備工事 ・南側上屋工事 ・広場口工事 ○広場空間機能の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・継続 ・継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・管理台帳等の整備 		
事業費(百万円)	903	1,124	1,047	11		



< 調布駅前広場 >

No.	75				重点4	
事業名	鉄道敷地の整備		区分	継続	担当課	街づくり事業課
事業の概要	調布・布田・国領の3駅の各駅をつなぐ連続した空間を有効活用し、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間として、鉄道敷地の整備に取り組みます。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	○鉄道敷地の整備 ・緑道 測量、設計、用地取得、整備	○継続 ・緑道 整備	○継続 ・管理台帳等の整備			
事業費 (百万円)	1,102	440	20	0		

No.	76					
事業名	面的整備手法を活用したまちづくりの促進		区分	継続	担当課	都市計画課
事業の概要	調布駅周辺において、魅力的な中心市街地を形成するため、地区計画や市街地再開発事業等の面的整備手法を活用し、調和のとれた商業、業務、住宅施設等の立地を誘導し、駅前拠点にふさわしい市街地形成を図ります。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	○調布駅南口中央地区市街地再開発事業（関係機関協議）への支援 ○飛田給三丁目地区土地区画整理事業への支援	○継続 ・都市計画決定 ※関連する予算はNo.78（地区計画制度を活用した街づくり）に含む ○継続	○調布駅南口中央地区市街地再開発事業（組合設立）への支援 ○継続	○調布駅南口中央地区市街地再開発事業（権利変換計画作成）への支援 ○継続		
事業費 (百万円)	1	1	451	1,001		

No.	77					
事業名	中心市街地における区画道路等の整備		区分	継続	担当課	街づくり事業課
事業の概要	京王線連続立体交差事業による事業効果を最大限発現するため、駅前広場や鉄道敷地の整備と併せ、周辺の区画道路や生活道路等を整備するとともに、安全で快適な道路ネットワークを形成し、中心市街地の回遊性の向上を図ります。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	○調布駅周辺の区画道路等の整備	○継続	○継続	○継続 ・管理台帳等の整備		
事業費 (百万円)	107	104	141	5		

23-2 地域特性を生かしたまちづくりの推進

◆駅周辺のまちづくり

鉄道駅周辺における交通の利便性の向上を図るとともに、各地域の市民の日常生活の利便性とにぎわいを兼ね備え、各地域の個性を生かした地域の核となる拠点づくりを推進します。

◆地区計画制度の活用

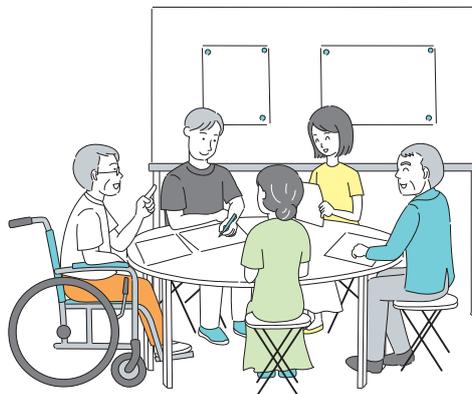
各地域の特性にふさわしい良好な街なみを創出するため、各地域の市民の合意形成を図りながら地区計画制度を活用し、地域特性を生かした市街地形成や緑豊かな都市環境の創出を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
駅周辺の利便性が高いと感じている市民の割合	70.3% (令和4年度)	80.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	78		区分	継続	担当課	都市計画課
事業名	地区計画制度を活用した街づくり					
事業の概要	地区の特性にふさわしい良好な市街地を形成するため、地区レベルでの街づくりのルールを各地区の住民との協働で定める地区計画制度を活用した街づくりを推進します。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○交通環境改善に向けた検討(つつじヶ丘駅・柴崎駅)(再掲) ※事業費はNo.85(交通環境の改善による沿線まちづくりの推進)に計上 ○調布駅周辺地区の検討 ○京王多摩川駅周辺地区の検討 ○深大寺周辺地区の検討 ○西調布駅周辺地区の検討 ※No.83(道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成)と連動 ○多摩川住宅地区の検討 ○深大寺東町七丁目周辺地区の検討 ○北部地区の検討 ○地域資源を活かした地区計画等の検討 ○その他地区の検討 ○地区施設測量等 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ※事業費はNo.85に計上 ○継続 ○継続 ○継続 ※No.83と連動 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ※事業費はNo.85に計上 ○継続 ○継続 ○継続 ※No.83と連動 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ※事業費はNo.85に計上 ○継続 ○継続 ○継続 ※No.83と連動 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 		
事業費(百万円)	56	60	42	36		



No.	83	重点4			
事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成 [再掲]	区分	継続	担当課	街づくり事業課
事業の概要	<p>将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成するため、調布市道路網計画に基づき、都市計画道路の整備を計画的に推進し、交通機能の向上を図ります。あわせて、市民生活に密着し、防災性・快適性・コミュニティの向上を図る生活道路について住民の理解と地権者の協力の下、拡幅整備を進めます。また、地域の実情を踏まえた都市計画道路の計画の見直しを検討します。</p>				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	<p>■都市計画道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調布3・4・21号線 用地取得 ○調布3・4・26号線 (旧甲州街道～甲州街道) 設計 ○調布3・4・26号線 (布田駅～旧甲州街道) 設計・工事 ○調布3・4・28号線 用地取得, 工事 ○調布7・5・1号線 設計 ○調布3・4・8号線 測量 ※No.85 (交通環境の改善による沿線まちづくりの推進) と連動 ○調布3・4・9号線 測量 ○調布3・4・31号線 測量・設計 ※No.78 (地区計画制度を活用した街づくり) と連動 ○計画検討路線の検討 ○調布市道路網計画の検討 <p>■生活道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業中路線・優先整備路線の整備 	<p>■都市計画道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調布3・4・21号線 工事 ○調布3・4・26号線 (旧甲州街道～甲州街道) 工事 ○調布3・4・26号線 (布田駅～旧甲州街道) 工事 ○調布3・4・28号線 継続 ○調布7・5・1号線 工事調整 ○調布3・4・8号線 測量・設計 ※No.85 (交通環境の改善による沿線まちづくりの推進) と連動 ○調布3・4・9号線 用地取得 ○調布3・4・11号線 測量 ○調布3・4・31号線 測量・都市計画の検討 ※No.78 (地区計画制度を活用した街づくり) と連動 ○継続 ○継続 <p>■生活道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続 	<p>■都市計画道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調布3・4・21号線 継続 ○調布3・4・26号線 (旧甲州街道～甲州街道) 継続 ○調布3・4・26号線 (布田駅～旧甲州街道) 継続 ○調布3・4・28号線 工事 ○調布7・5・1号線 工事 ○調布3・4・8号線 用地取得 ※No.85 (交通環境の改善による沿線まちづくりの推進) と連動 ○調布3・4・9号線 継続 ○調布3・4・11号線 測量・設計 ○調布3・4・31号線 測量・用地取得 ※No.78 (地区計画制度を活用した街づくり) と連動 ○継続 ○継続 <p>■生活道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続 	<p>■都市計画道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調布3・4・26号線 (布田駅～旧甲州街道) 継続 ○調布3・4・28号線 継続 ○調布3・4・8号線 用地取得・設計 ※No.85 (交通環境の改善による沿線まちづくりの推進) と連動 ○調布3・4・9号線 継続 ○調布3・4・11号線 用地取得 ○調布3・4・31号線 用地取得 ※No.78 (地区計画制度を活用した街づくり) と連動 ○継続 ○継続 <p>■生活道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続 	
事業費 (百万円)	1,825	2,182	1,871	2,308	

23-3 深大寺地区におけるまちづくり

◆深大寺地区におけるまちづくり

古刹として知られる深大寺やそば店などが建ち並び調布市の代表的な観光地である深大寺地区の趣を守りつつ、国分寺崖線のまとまった緑の保全と良好な住環境を維持するため、景観法や都市計画法等の諸制度を活用した規制、誘導を図ります。

◆街なみ景観の保全

深大寺地区周辺の街なみ景観の維持、向上を図るため、地域と連携を図りながら、街なみ整備基本計画に基づく街なみ環境整備事業を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
深大寺周辺の景観が優れていると感じている市民の割合	89.4% (令和4年度)	90.0% (令和8 (2026) 年度)

基本計画事業

No.	79	重点5			
事業名	深大寺地区におけるまちづくりの推進	区分	拡充	担当課	都市計画課
事業の概要	深大寺地区にふさわしい土地利用の誘導、緑の保全及び都市計画道路（調布3・4・30号線）の在り方等について検討を進めるとともに、調布市深大寺地区街なみ整備基本計画に基づき、歩行者の安全・安心の確保と回遊性を高めながら風情ある街なみ景観の維持・保全を図るなど、魅力向上に取り組みます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○街なみ環境整備事業の見直し ・街なみ整備助成事業 <ul style="list-style-type: none"> ○深大寺地区の街づくり検討 ・主要市道5号線整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ・継続 <ul style="list-style-type: none"> ○継続 ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○街なみ環境整備事業 ・街なみ整備助成事業 ・公共サイン整備（案内看板） 検討 ・道路の美装化検討 <ul style="list-style-type: none"> ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ・継続 ・継続 <ul style="list-style-type: none"> ・継続 <ul style="list-style-type: none"> ○継続 	
事業費 (百万円)	31	70	9	11	



< 深大寺通り（主要市道5号） >



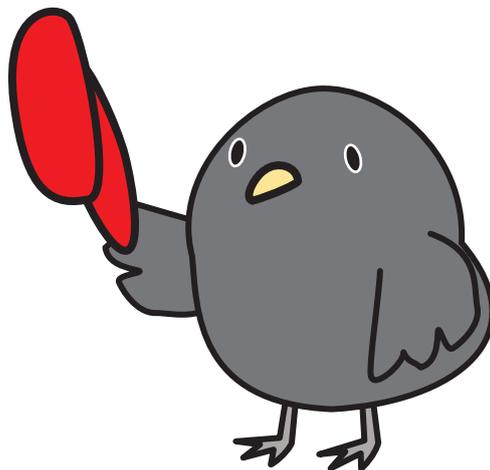
施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

共創のまちづくり

- 地元街づくり協議会等と地区の将来像等を共有し，共有した各種街づくりのルールを定めるため，地区計画制度等を活用した街づくりの意向の支援を行います。

脱炭素社会の実現

- 駅前広場や鉄道敷地の整備を通じて，脱炭素社会の実現につなげるとともに，うるおいと憩いのある都市空間を形成します。



施策24 良好な住環境づくり

目的

対象 …… 市民

意図 …… 安全で安心して快適に住み続けられる

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

住宅の「質」の向上を推進し、住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化を進めることにより、安全・安心で災害に強い良質な住環境づくりを推進するとともに、既存住宅ストックの適正管理の促進や住宅セーフティネットの構築による超高齢社会に対応する住環境を形成します。

施策のポイント

- 地域の実情を踏まえた住宅施策の総合的な推進
- 緊急輸送道路沿道建築物や住宅の耐震化の促進
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、省エネ法や環境確保条例の改正による規制の強化など、国や東京都の動向を踏まえた施策の検討
- 既存住宅ストックの活用や超高齢社会に対応する住環境の整備
- 良好な居住環境の形成や、住宅確保要配慮者への居住確保支援の推進
- 空き家等の未然予防と円滑な利活用につなげる取組の推進
- マンションの管理の適正化に向けた取組の推進

基本的取組の体系

施策24 良好な住環境づくり

24-1 安全・安心な住環境づくり

24-2 良好な居住環境の形成と支援

24-3 空き家等対策の推進

重点

基本計画事業

住宅の耐震化の促進

1 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業[再掲]

良好な居住環境の形成・支援

空き家等対策の推進

現状と主要課題

- 市は、昭和56年改正建築基準法施行前の旧耐震基準で建築された木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断・改修等に係る費用を一部助成するなど住宅の耐震化の促進を図っています。
- 住宅の耐震化や災害に強く防犯性の高い住環境の整備、省エネルギー化の推進など、様々な分野との連携による良好な住宅ストックの形成などが求められています。
- 東京都は、都内で分譲マンションが主要な居住形態として広く普及している一方、近年、建物の老朽化と居住者の高齢化が進行しており、マンションが管理不全に陥った場合には、周辺環境にも深刻な影響を及ぼす恐れがあるとしています。このような状況を踏まえ、東京都は、平成31年3月、良質なマンションストックの形成等を図り、都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与するため、マンションに関わる者の責務、管理組合による管理状況の届出¹及び管理状況に応じた助言・支援等について規定した「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を制定しています。高齢化やコミュニティの希薄化が進むことによる管理組合機能の低下が課題となっており、老朽化対応などを見据え、マンション管理の適正化に向けた取組が必要です。
- 老朽化した共同住宅の機能更新等を通じ、将来にわたって暮らしやすい住環境を整えることができるよう、高齢者福祉などの分野や、民間事業者及び関係団体など多様な主体との連携・協働によって、既存の建物ストックの多面的な利活用を促進する必要があります。
- 震災時の建物倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進することが必要です。
- 近年、全国的に少子高齢化の急速な進行や単独世帯の割合の増加などを背景として、適正な維持管理がされていない空き家等が増え、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境の悪化が問題視されています。
- 市は、調布ならではの空き家等対策の取組を推進するため、令和2年4月1日に、空き家等対策における理念や危険な空き家等に対する措置、行政・所有者の責務等を定めた「空き家等の対策の推進に関する条例」を施行しています。

基本的取組の内容

24-1 安全・安心な住環境づくり

◆住宅マスタープランに基づく住宅施策の推進

豊かな住生活の実現に向け、調布市住宅マスタープランに基づき、地域の実情を踏まえた住宅施策を総合的に推進します。

◆住宅の耐震化の促進

昭和56年改正建築基準法施行前の旧耐震基準で建築された木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断から耐震改修へつなげるよう支援し、住宅の耐震化を促進します。

また、現行耐震性能との狭間にある昭和56年から平成12年までの間に建築された木造住宅についても対応を検討します。

◆分譲マンションの適正な管理の支援

関係機関と連携した分譲マンションセミナーや相談会のほか、予防保全の観点から、管理アドバイザー制度、管理組合への指導・助言など、マンションの管理の適正化に向けた取組を支援します。

1 「要届出」の対象となるのは、昭和58（1983）年12月31日以前に新築されたマンションのうち、6戸以上のもの。また、要届出マンション以外の管理組合も、任意に届出を行うことができる。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市内の住宅（一戸建て、分譲マンション等）の耐震化率	89.1% (令和3年度)	97.0% (令和8（2026）年度)

基本計画事業

No.	80				
事業名	住宅の耐震化の促進	区分	継続	担当課	住宅課
事業の概要	昭和56年改正建築基準法施行前の旧耐震基準で建築された木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震化に係る支援を行い、災害に強い住環境づくりに取り組みます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○木造住宅の耐震化 ○分譲マンションの耐震化 ○耐震改修促進計画改定を踏まえ、補助制度の見直し検討	○継続 ○継続	○継続 ○継続	○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	27	38	38	38	

No.	5	重点1			
事業名	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業〔再掲〕	区分	継続	担当課	住宅課
事業の概要	震災時に救急・救命活動や支援物資の輸送等、緊急輸送道路としての機能を確保するため、東京都耐震改修促進計画で定める特定緊急輸送道路並びに一般緊急輸送道路の沿道建築物のうち、倒壊する危険性が高く、倒壊した場合に道路を閉塞する可能性が高い建築物の耐震化を図ります。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○補強設計（3件分） ○耐震改修等（4件分） ○耐震改修促進計画改定を踏まえ、補助制度の見直し検討	○補強設計（4件分） ○耐震改修等（3件分）	○補強設計（4件分） ○耐震改修等（3件分）	○耐震改修等（3件分）	
事業費 (百万円)	81	201	201	201	

●その他の主な事業

- ・分譲マンションの適正な管理の支援

24-2 良好な住環境の形成と支援

◆居住環境改善の促進

少子高齢化への対応，低炭素まちづくり，環境負荷の軽減を図るため，「よりよい住まいづくり応援制度¹⁾」により，個人住宅の改修工事等の費用の一部を助成し，居住環境の改善を促進します。

◆居住支援の推進

住宅確保要配慮者²⁾の居住の確保が図れるよう，既存の市営住宅等のストックを有効活用し，適切な運用を図るとともに，居住支援協議会を中心として，住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居等の促進を図るための環境整備を検討します。



< 市営住宅 >

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
バリアフリー対応住宅に住んでいると答えた市民の割合	52.7% (令和4年度)	65.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	81	区分	継続	担当課	住宅課
事業名	良好な住環境の形成・支援				
事業の概要	住宅のバリアフリー化や太陽光発電設備の設置などの住宅改修費用に係る補助を通じた住環境向上への支援を行うとともに，住宅確保要配慮者に対する居住支援に取り組みます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○住環境支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー適用住宅改修 ○環境負荷軽減促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備取付け等工事 ○省エネ・再エネ設備導入等啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・相談事業との連携 ○耐震改修促進計画改定を踏まえ，補助制度の見直し検討(再掲) ○居住支援協議会運営 ○セーフティネット住宅制度の活用検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	13	13	13	13	

1 高齢化等への対応，環境負荷の軽減等を目的とした個人住宅等の改修工事等を実施する際，その費用の一部を市が助成する制度。
2 低額所得者，被災者，高齢者，障害者，子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

24-3 空き家等対策の推進

◆空き家等の予防保全と円滑な利活用

調布市空き家等対策推進協議会を中心に、産学官の連携の下、空き家等の未然予防、利活用等に係る取組を検討、推進します。また、空き家実態調査及び所有者意向調査の結果等を踏まえて改定する調布市空き家等対策計画に基づく取組を推進します。

◆特定空き家等への対応

周囲に危険性や悪影響を与える特定空き家等に対して、組織横断的な連携により、適切な対応を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
空き家等とならないために予防策が必要であると感じている市民の割合	72.7% (令和4年度)	80.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	82		区分	継続	担当課	住宅課, 建築指導課
事業名	空き家等対策の推進					
事業の概要	官民連携で空き家等対策を進めるとともに、市民の認知及び認識を高めるための啓発事業や周知手法を取り入れ、危険空き家の発生抑制につなげる取組を実施します。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家等対策推進協議会の運営 ○空き家等の利活用 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等リノベーション促進事業 ・スタートアップ助成金 ○個別相談会（ワンストップ相談窓口）の開催 ○空き家等所有者・予備軍への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○実態調査 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○意向調査 ○継続 ○継続 		
事業費(百万円)	6	6	16	16		



< 空き家の利活用 >



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- IoT技術を活用し，高齢者住宅等における見守りを促進します。
- SNSを活用し，空き家等の利活用等に関する相談支援を推進します。

共創のまちづくり

- 空き家等対策推進協議会をはじめ，大学や民間事業者，金融機関等との連携を強化することで，空き家等の活用の促進を図ります。併せて，地域の自治会や団体等と連携し，空き家等の把握や維持管理，地域での活用等の空き家等対策の取組を推進します。

脱炭素社会の実現

- 太陽光発電設備等取り付け補助（より良い住まいづくり応援制度）の利用促進や，東京都と連携したZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及・啓発，推進に取り組みます。
- 市営住宅において，太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を促進します。

フェーズフリー

- 分譲マンションの適正な管理を支援することで，適切な老朽化対策等による良好な住環境の維持とともに，災害時における被害の軽減につなげます。
- 空き家等の利活用を通じた地域活動の拠点の形成や建物の適正な管理により，災害時における被害の軽減につなげます。

7-2 誰もが安全で円滑に移動できる，交通環境が整ったまち 【交通環境・道路整備】

施策25 利便性の高い交通体系の確立

目的

- 対象** …… 市内全域の道路・踏切
意図 …… 安全，快適，円滑に通行や移動ができる

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

都市交通の円滑化を図るため，広域的な視点や地域のまちづくりとの一体性なども考慮した道路網計画に基づく道路ネットワークの形成に取り組むとともに，東部地区における交通環境の改善に向けた取組を推進し，安全かつ利便性の高い交通体系の構築に取り組みます。

施策のポイント

- 「調布市道路網計画」に基づく都市計画道路と生活道路の一体的な整備の推進
- 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の計画期間終了を見据え，本方針と連動した「調布市道路網計画」の見直し検討
- 東部地区における交通環境改善に向けた京王線仙川駅～国領駅間の連続立体交差事業促進による都市交通の円滑化の推進
- 人と環境にやさしい道路空間の整備の推進（バリアフリー化，街路灯のLED化，無電柱化の推進など）

基本的取組の体系

施策25 利便性の高い交通体系の確立

25-1 円滑な道路ネットワークの形成

25-2 都市交通の円滑化の推進

25-3 人と環境にやさしい道路空間の整備

25-4 道路施設等の総合的な管理の推進

重点

4 道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成

中心市街地における区画道路等の整備[再掲]

4 東部地区における交通環境の改善

交通環境の改善による沿線まちづくりの推進

人と環境にやさしい道路の整備

基本計画事業

- 道路は、交通の円滑化による都市機能の向上を図るとともに、避難路の確保による防災機能の向上、良好な都市空間の創出など、市民生活や経済活動を支える重要な都市基盤です。道路の役割に応じて、地域の特性や将来の交通需要に対応した道路交通網を形成していく必要があります。
- 東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的かつ効率的に整備するために、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた事業化計画を策定しており、平成28年3月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」では、今後10年間（平成28年度～令和7（2025）年度）で優先的に整備すべき路線として、市内では都施行4路線及び市施行6路線が選定されています。
- 市は、平成28年3月、広域的な移動を支える都市計画道路と、広域的な道路を補完し地区内の移動を支える生活道路について、双方の道路を体系的、機能的に連携した道路網としてバランスよく整備を推進するため、「調布市道路網計画」を策定し、一体的な道路ネットワーク機能の向上に向け、計画的な整備の推進に取り組んでいます。
- 「調布市道路網計画」は、社会経済状況や市を取り巻く状況等に対応した計画となるよう、必要に応じて見直しを図ることとしており、今後、「東京における都市計画道路の整備方針（次期事業化計画）」の検討と連動して、「調布市道路網計画」における広域道路網や地区内道路網の見直しを検討する必要があります。
- つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺には、開かずの踏切が5箇所存在し、慢性的な交通渋滞が発生しており、踏切開放時には、自動車のみならず、歩行者や自転車が一齐に横断することから、事故の発生が危惧されるなど、市民の日常生活に大きな支障が生じています。また、京王線と調布3・4・9号線の交差部である清水架道橋は、通学路に指定されていますが、十分な幅員が確保されておらず、通学時間帯には、周辺の踏切を迂回する自動車が集中するため、児童・生徒の安全確保が喫緊の課題となっています。
- 令和3年4月には、踏切道改良促進法に基づき、京王線仙川駅～国領駅間の5箇所の踏切が改良すべき踏切道の指定を受けました。市は、その改良計画を令和7（2025）年度末までに取りまとめ、国土交通大臣に提出しなければならず、引き続き、国や東京都、鉄道事業者との協議、調整を図りながら、京王線仙川駅～国領駅間における連続立体交差事業を促進し、東部地区における交通環境改善の取組を推進していく必要があります。
- 市が管理している橋りょうの予防保全、長寿命化を目的とする「調布市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく定期点検及び補修を計画的に進め、橋りょうの適正な管理に努めています。耐震補強が必要な48橋は、令和4年度に耐震改修がすべて完了しています。
- 市道の陥没事故を未然に防ぐため、路面下空洞化調査を実施し、路面下の空洞の早期発見に努めています。また、道路や街路灯など、道路上の不具合等を市民が発見した際、写真を撮ってLINEで通報する機能の試行運用を開始しています。
- 既存路線の機能をより効率的・効果的に維持するため、道路交通の安全確保を大前提としつつ、選択と集中の下、従来にも増して必要性が高い路線を適切に絞り込み、相対的に高い費用対効果が期待できる路線を優先し、戦略的な老朽化対策に取り組む必要があります。
- 安全・安心で快適な生活空間を確保するため、各地区の特性に応じた生活道路の整備を推進するとともに、災害時の避難通路の確保など防災上の観点から、幅員4m未満の狭い道路の解消に努める必要があります。



基本的取組の内容

25-1 円滑な道路ネットワークの形成

◆道路網の計画的な整備

道路ネットワークを形成し、交通の円滑化を図るため、都市の骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路の計画的な整備を推進します。また、災害時の避難通路の確保など、防災上の観点から、4m未満の狭あいな道路の解消に努めます。

◆都市計画道路の見直しの取組

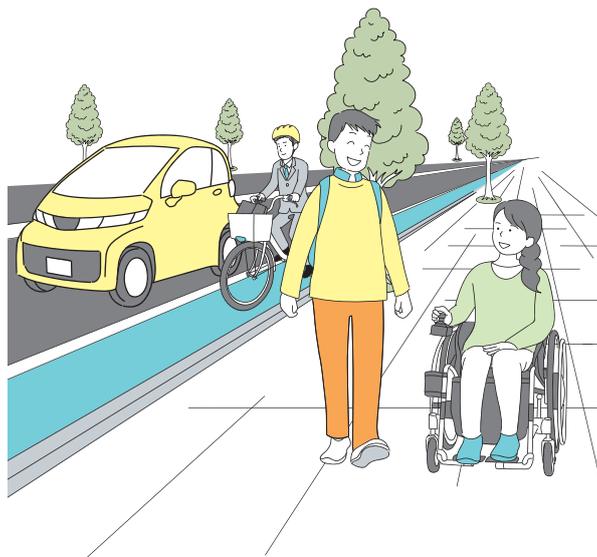
調布市道路網計画に位置付けた計画検討路線について、土地利用や地域のまちづくりの状況を踏まえ、市民参加により都市計画の見直しの検討に取り組みます。

◆中心市街地における道路網の形成

うるおいとにぎわいのある都市空間を創出するため、歩行者にとっても安全で快適に利用できる道路空間づくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
自宅等から目的地まで円滑に移動できる道路ネットワークが形成されていると感じる市民の割合	60.9% (令和4年度)	70.0% (令和8 (2026) 年度)



基本計画事業

No.	83	重点4					
事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成			区分	継続	担当課	街づくり事業課
事業の概要	<p>将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成するため、調布市道路網計画に基づき、都市計画道路の整備を計画的に推進し、交通機能の向上を図ります。あわせて、市民生活に密着し、防災性・快適性・コミュニティの向上を図る生活道路について住民の理解と地権者の協力の下、拡幅整備を進めます。また、地域の実情を踏まえた都市計画道路の計画の見直しを検討します。</p>						
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度			
	<p>■都市計画道路</p> <p>○調布3・4・21号線 用地取得</p> <p>○調布3・4・26号線(旧甲州街道～甲州街道)設計</p> <p>○調布3・4・26号線(布田駅～旧甲州街道)設計・工事</p> <p>○調布3・4・28号線 用地取得, 工事</p> <p>○調布7・5・1号線 設計</p> <p>○調布3・4・8号線 測量</p> <p>※No.85(交通環境の改善による沿線まちづくりの推進)と連動</p> <p>○調布3・4・9号線 測量</p> <p>○調布3・4・31号線 測量・設計</p> <p>※No.78(地区計画制度を活用した街づくり)と連動</p> <p>○計画検討路線の検討</p> <p>○調布市道路網計画の検討</p> <p>■生活道路</p> <p>○事業中路線・優先整備路線の整備</p>	<p>■都市計画道路</p> <p>○調布3・4・21号線 工事</p> <p>○調布3・4・26号線(旧甲州街道～甲州街道)工事</p> <p>○調布3・4・26号線(布田駅～旧甲州街道)工事</p> <p>○調布3・4・28号線 継続</p> <p>○調布7・5・1号線 工事調整</p> <p>○調布3・4・8号線 測量・設計</p> <p>※No.85(交通環境の改善による沿線まちづくりの推進)と連動</p> <p>○調布3・4・9号線 用地取得</p> <p>○調布3・4・11号線 測量</p> <p>○調布3・4・31号線 測量・都市計画の検討</p> <p>※No.78(地区計画制度を活用した街づくり)と連動</p> <p>○継続</p> <p>○継続</p> <p>■生活道路</p> <p>○継続</p>	<p>■都市計画道路</p> <p>○調布3・4・21号線 継続</p> <p>○調布3・4・26号線(旧甲州街道～甲州街道)継続</p> <p>○調布3・4・26号線(布田駅～旧甲州街道)継続</p> <p>○調布3・4・28号線 工事</p> <p>○調布7・5・1号線 工事</p> <p>○調布3・4・8号線 用地取得</p> <p>※No.85(交通環境の改善による沿線まちづくりの推進)と連動</p> <p>○調布3・4・9号線 継続</p> <p>○調布3・4・11号線 測量・設計</p> <p>○調布3・4・31号線 測量・用地取得</p> <p>※No.78(地区計画制度を活用した街づくり)と連動</p> <p>○継続</p> <p>○継続</p> <p>■生活道路</p> <p>○継続</p>	<p>■都市計画道路</p> <p>○調布3・4・26号線(布田駅～旧甲州街道)継続</p> <p>○調布3・4・28号線 継続</p> <p>○調布3・4・8号線 用地取得・設計</p> <p>※No.85(交通環境の改善による沿線まちづくりの推進)と連動</p> <p>○調布3・4・9号線 継続</p> <p>○調布3・4・11号線 用地取得</p> <p>○調布3・4・31号線 用地取得</p> <p>※No.78(地区計画制度を活用した街づくり)と連動</p> <p>○継続</p> <p>○継続</p> <p>■生活道路</p> <p>○継続</p>			
事業費(百万円)	1,825	2,182	1,871	2,308			

No.	77						
事業名	中心市街地における区画道路等の整備〔再掲〕			区分	継続	担当課	街づくり事業課
事業の概要	<p>京王線連続立体交差事業による事業効果を最大限発現するため、駅前広場や鉄道敷地の整備と併せ、周辺の区画道路や生活道路等を整備するとともに、安全で快適な道路ネットワークを形成し、中心市街地の回遊性の向上を図ります。</p>						
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度			
	○調布駅周辺の区画道路等の整備	○継続	○継続	○継続 ・管理台帳等の整備			
事業費(百万円)	107	104	141	5			

25-2 都市交通の円滑化の推進

◆東部地区における交通環境改善の取組の推進

つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺における開かずの踏切の解消に向け、国や東京都をはじめ、関係機関との協議・調整を図りながら、当該区間における連続立体交差事業の促進に取り組み、駅周辺における利便性向上や歩行者、自転車の安全確保など、交通環境の改善に取り組みます。



<つつじヶ丘5号踏切>

◆関連する都市基盤の整備

東部地区における交通環境の改善に向けた取組と併せて、柴崎駅周辺の都市計画道路（調布3・4・8号線及び調布3・4・11号線）の整備を推進し、鉄道駅へのアクセス性や利便性の向上、自転車・歩行者の安全確保を図ります。

◆沿線まちづくりの推進

つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺における地区の特性やまちづくりの課題を踏まえ、目指すべき将来像やまちづくりの方向について、地域住民との共有を図りながら、沿線地域のまちづくり計画の策定に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
駅周辺の利便性が高いと感じている市民の割合（施策23の再掲）	38.1% （令和4年度）	40.0% （令和8（2026）年度）

※市民意識調査のクロス集計による「つつじヶ丘駅・柴崎駅利用者」の割合を基準値・目標値に設定

基本計画事業

No.	84	重点4			
事業名	東部地区における交通環境の改善	区分	新規	担当課	街づくり事業課
事業の概要	つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺における道路交通の円滑化を図るため、都市計画道路の整備や道路と鉄道の連続立体交差事業の促進により、地域の利便性や安全性の向上を図ります。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○京王線連続立体交差事業調査 ○踏切道改良促進法に基づく改良計画の検討 ○関係機関との協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業調査及び関係機関との協議・調整を踏まえた交通環境改善の取組の検討・推進 ○改良計画の作成・国提出 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	68	63	174	233	

No.	85				
事業名	交通環境の改善による沿線まちづくりの推進		区分	新規	担当課
事業の概要	つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺における地区の課題や特性を踏まえた「(仮称)まちづくり総合計画」の策定に取り組むとともに、交通環境の改善に向け、地域住民とのまちづくりの将来像を共有しながら、沿線まちづくりを推進します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○交通環境改善に向けた検討(つつじヶ丘駅・柴崎駅) ※No.83(道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成)と連動	○継続 ※No.83と連動	○継続 ※No.83と連動	○継続 ※No.83と連動	
事業費(百万円)	9	9	9	9	

25-3 人と環境にやさしい道路空間の整備

◆誰にもやさしい安全な道路の整備

すべての人が円滑に移動できる交通環境の実現を目指し、バリアフリーに対応した安全で快適な歩行空間を有する道路整備を推進します。

◆環境に配慮した道路の整備

ヒートアイランド現象や交通騒音などを緩和するため、遮熱性舗装や透水性舗装、低騒音・排水性舗装、道路の緑化など、沿道環境に配慮したまちづくりを推進します。

◆自転車通行空間の整備

道路を利用するすべての人が、安全で快適に通行できる交通環境を実現するため、自転車利用の多い地域の状況や利用実態を踏まえ、自転車通行空間の確保に努めます。

◆無電柱化の推進

国や東京都の動向など、無電柱化を取り巻く状況を踏まえ、令和4年度に策定した調布市無電柱化推進計画に基づき、「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を図ることを目的として、優先整備路線として位置付けた路線から無電柱化を進めるとともに、電柱を増やさない取組として、電柱の新設を禁止する路線の指定を行うなど、無電柱化の取組を推進します。



< 無電柱化した道路 >

◆街路灯のLED化の推進

省エネルギーの推進による環境に配慮した低炭素社会の実現と、経常的な光熱費の削減による財政負担の軽減を図ることを目的として、街路灯LED化推進計画に基づき、街路灯のLED化を計画的に進めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
普段利用している道路が通行しやすいと感じている市民の割合(徒歩)	63.8% (令和4年度)	70.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	86				
事業名	人と環境にやさしい道路の整備		区分	継続	担当課 道路管理課
事業の概要	低騒音排水性舗装とともに、歩道のバリアフリー化に取り組みます。また、無電柱化の推進に向けた検討を進めるとともに、街路灯のLED化を進めます。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○人と環境にやさしい道路の整備 ・市道南192号線（羽毛下通り）工事 ○無電柱化の推進 ・主要市道20号線（三中通り）詳細設計 ○街路灯のLED化の推進 ・LED化事業実施	○継続 ○継続 ・主要市道20号線（三中通り）無電柱化工事 ○継続	○継続 ・主要市道12号線（品川通り）予備設計 ○継続 ・継続 ○継続	○継続 ・主要市道12号線（品川通り）詳細設計 ○継続 ・継続 ○継続	
事業費 (百万円)	157	124	135	132	

25-4 道路施設等の総合的な管理の推進

◆道路の効率的・効果的な管理の推進

道路台帳電子化・道路の境界図や道路占用手続の電子化に向けた取組を推進します。また、公民連携手法の導入及びバス・タクシーと連携した道路パトロールの実施に向け検討を進め、効率的・効果的な道路管理を推進します。

◆道路及び交通安全施設等の計画的な更新・維持管理

歩行者、自転車及び自動車等の交通手段を利用するすべての市民が安全で快適に通行できる交通環境の整備促進を図るため、適切な時期に点検等を実施し、交通安全施設の計画的な更新を進めます。また、路面下の空洞化調査及び危険箇所の調査を実施し、補修・更新を推進します。

◆地籍整備事業の推進

災害復旧・復興に貢献するとともに、社会資本整備の円滑化にも資する地籍整備事業について、政策課題に則した重点地区の位置付けや、効率的な整備手法の導入に関する検討を進め、事業進捗の加速化が図られるよう取り組みます。

◆協働による継続的な道路空間の維持管理

市道などの適正な維持及び美化の推進を図るため、地域生活に密着した身近な道路について、地域との協働による維持管理を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
道路に関する市民からの要望件数	1,864件 (令和3年度)	1,100件 (令和8(2026)年度)

- その他の主な事業
 - ・ 道路施設等の総合的な管理の推進
 - ・ 橋りょうの計画的な維持・補修
 - ・ 舗装の計画的な維持管理
 - ・ 地籍整備事業の推進



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

○道路施設に関する各種台帳及び手続の電子化を推進し，市民サービスの向上に取り組みます。

共創のまちづくり

- 道路施設の効果的・効率的な維持管理を行う観点から，公民連携手法の導入について，検討・推進していきます。
- バス・タクシーと連携した道路パトロールの実施に向け検討を進め，効率的・効果的な道路管理を推進します。

施策26 快適な公共交通環境の整備

目的

- 対象** …… 市民, 市内公共交通機関の利用者
意図 …… 安全, 快適, 円滑に目的地まで移動できる

施策と関連するSDGsの目標 (ゴール)



施策の方向

将来の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークを形成するとともに、交通安全対策の推進, 環境への負荷の少ない自転車利用の促進などを通じて, 誰もが安心して移動できる快適な交通環境が整備されたまちづくりを進めます。

施策のポイント

- 誰もが安全・安心に移動できる環境の整備
- 公共交通ネットワークの形成
- 利便性の高い交通サービスの導入促進, 環境に配慮した設備の設置検討
- 地域に必要な公共交通の維持に向けた検討
- 利便性の高い自転車駐車場や自転車通行環境の整備, シェアサイクルなどによる自転車利用の促進

基本的取組の体系

施策26 快適な公共交通環境の整備

基本計画事業

26-1 公共交通ネットワークの形成

交通計画等の検討

26-2 交通安全対策の推進

26-3 自転車利用の促進

自転車等利用環境の整備

現状と主要課題

- 市における公共交通ネットワークのうち、鉄道は京王線・京王相模原線が市域を東西方向に走っており、市内には9つの駅が設置されています。路線バスは、鉄道駅を起点とした路線網が形成されており、鉄道や路線バス等の公共交通が利用しにくい地域の解消と高齢者等の社会参加の促進を目的とした「ミニバス（コミュニティバス）」を、現在3路線（西路線、東路線、北路線）運行しています。
- 市は、今後予想される社会情勢の変化や市民ニーズに対応するため、交通施策の基本方針を示す「調布市総合交通計画」に基づき、「便利で快適な交通環境の確保」を目指して、高齢者や障害者等の外出支援や公共交通が利用しにくい不便な地域への対応とともに、公共交通サービスの維持等に向けて公共交通の利用促進等を図っていく必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、自ら移動手段を持たない交通弱者が増加することが見込まれる中、鉄道・バス等の公共交通の重要性は、より一層増していくことが考えられます。そのため、公共交通事業者と連携し、公共交通の更なる利便性の向上に努めるとともに、デマンド交通やMaaS¹などデジタル技術を活用したサービス、グリーンスローモビリティ²サービスなどの新たな移動手段の導入検討のほか、シェアサイクル事業を促進し、持続可能な公共交通ネットワークの構築や環境にやさしいまちづくりにも留意しながら、市民の公共交通利用を促進する必要があります。
- ミニバス北路線について、令和2年11月のダイヤ改正により大幅に減便となったことを受け、日常生活における移動手段の確保に向け、令和4年1月から北部地域巡回公共交通の実証実験を実施しました。他の地域を含めた地域に必要な公共交通の維持に向け、地域公共交通計画の検討に着手するとともに、同計画に基づく取組を進めていく必要があります。
- 誰もが安全・安心に移動できる環境の整備に向け、バリアフリーマスタープラン及び基本構想に基づく取組を推進する必要があります。
- 自転車利用者のマナー向上と併せ、歩行者、自転車及び自動車が、ともに安全で安心して通行できる道路の環境整備を進めるため、平成30年11月に策定した「調布市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車ネットワークの整備を推進しています。
- 平成30年以降、市内における交通人身事故件数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4年は479件で、前年の419件と比べて60件増加しています。交通事故の防止に向けて、引き続き、各種啓発事業を通じた交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るとともに、ガードレールやカーブミラーの設置など、ソフト・ハードの両面から、交通安全対策に取り組む必要があります。



<ミニバス>

基本的取組の内容

26-1 公共交通ネットワークの形成

◆公共交通ネットワークの整備による交通環境の向上

総合交通計画に基づき、今後の交通需要や都市基盤整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークや、ゼロカーボンシティの実現に向けた、環境に配慮した設備の設置等の検討に取り組みます。また、デジタル技術を活用した交通サービス（MaaS等）や新たなモビリティサービスの導入を検討します。

- 1 地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
- 2 時速20キロメートル未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス。

◆バリアフリー化の促進

バリアフリーマスタープラン及び基本構想に基づく取組を推進するとともに、調布駅前広場の整備と合わせたバス待ち環境の改善を図ります。

◆地域公共交通の維持

ミニバスを含め、地域住民の生活に必要な公共交通の維持に向けた地域公共交通計画の策定に取り組みます。



<ミニバス>

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市内の公共交通機関（電車・バス）を利用しやすいと感じている市民の割合	78.5% (令和4年度)	80.0% (令和8（2026）年度)

基本計画事業

No.	87				
事業名	交通計画等の検討	区分	継続	担当課	交通対策課
事業の概要	調布市総合交通計画に基づき、今後の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークや公共交通の利用環境の向上に向けた検討を進めます。また、地域公共交通計画を策定して、地域の特性に応じた公共交通の在り方を検討するとともに、バリアフリー特定事業計画に基づく、各種バリアフリーの取組を推進します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○総合交通計画の進行管理 ○地域公共交通計画の検討 ○バリアフリー特定事業計画の進行管理	○継続 ○地域公共交通計画の策定 ○継続	○継続 ○地域公共交通計画に基づく取組 ○継続	○継続 ○継続 ○継続	
事業費(百万円)	17	7	1	1	

26-2 交通安全対策の推進

◆交通安全意識と交通マナーの向上

子どもや高齢者、自転車利用者等を対象として、子ども交通教室やスタントマンを活用した自転車交通安全教室を実施し、交通安全に対する意識啓発を図るとともに、警察等の関係機関と連携した交通安全対策により、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進します。また、市民団体との連携の下、運転に不安を感じている高齢者の免許証の自主返納の啓発に取り組みます。

◆道路交通の安全確保

歩道空間の確保、道路照明やガードレール、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を進めるとともに、歩道の段差解消などのバリアフリー化を推進し、誰もが安全に通行できる交通環境を確保します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市内における交通人身事故件数(暦年)	479件 (令和4年)	370件 (令和8(2026)年)

26-3 自転車利用の促進

◆自転車等駐車場の整備

自転車等対策実施計画(改定版)に基づく計画的な維持管理, 更新に取り組みます。

◆シェアサイクルの促進

市民や来訪者の手軽な交通手段として, 近隣自治体や民間事業者, 商店会等と連携・協働したシェアサイクルの利用促進及び利用環境の拡充促進を図ります。

◆自転車通行環境の整備

調布市自転車ネットワーク計画に基づき, ナビマークの表示等により安全・快適に利用できる自転車通行環境の改善を図るほか, 自転車活用推進計画の策定に取り組みます。

◆放置自転車対策の推進

放置自転車の撤去等による駅前広場や駅周辺の歩行空間の確保により, 交通安全や美観の向上を図ります。



<シェアサイクル>

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
自転車乗入台数	1万657台 (令和3年度)	1万2,000台 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	88				
事業名	自転車等利用環境の整備	区分	継続	担当課	交通対策課
事業の概要	駐輪場の適切な維持管理と、各駅周辺の需要を満たす恒久的な自転車等駐車場の確保に努めます。また、自転車走行環境の整備やシェアサイクルの活用等により自転車利用の促進を図ります。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車等対策実施計画(改定版)に基づく取組 <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数が経過した機械施設の計画的更新 ○自転車利用促進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行環境の整備 ・シェアサイクルの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・継続 ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・継続 ・自転車活用推進計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・継続 ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・継続 ・自転車活用推進計画の策定 ○中央道リニューアル工事に伴う保管所等解体工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車活用推進計画に基づく取組 <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数が経過した機械施設の更新 ・自転車通行環境空間の整備 ・シェアサイクルの活用 ○継続 	
事業費(百万円)	12	31	47	25	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- 公共交通の利便性向上に向け，デジタル技術を活用した交通サービス（MaaS等）の導入を促進します。

共創のまちづくり

- 近隣自治体や民間事業者，商店会等と連携・協働したシェアサイクルの利用促進及び利用環境の拡充を図ります。
- グリーンスローモビリティは，環境負荷が少なく，狭い路地も通行が可能であることから，高齢者の移動手段の確保や観光客の周遊への活用など，地域が抱える交通課題の解決や低炭素型交通の確立に寄与することが期待されており，各地でも実証実験が始まっています。実証実験等の動向を注視しながら，新たな移動手段の導入を検討します。
- 民間事業者等と連携し，デジタル技術を活用した交通サービスや新たなモビリティサービスの導入等を通じた市内の交通利便性の向上を図ります。

脱炭素社会の実現

- 環境にやさしい自転車利用を促進するため，シェアサイクルの普及促進を図ります。

フェーズフリー

- 普段から移動しやすい公共交通ネットワークを形成することで，災害時の避難や輸送能力の向上につなげます。

第8節 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために【環境保全, 緑・農地・水辺・公園】

8-1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち【環境保全】

施策27 脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策と環境保全の推進

目的

対象 …… 市民, 事業者

意図 …… 人や生きものにやさしい, 環境負荷の少ないまちをつくる

施策と関連するSDGsの目標 (ゴール)



施策の方向

環境保全に係る情報発信及び環境学習等の充実による環境意識の醸成を図るとともに、温室効果ガスを削減する「緩和策」及び気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」を推進し、環境負荷の少ない持続可能な環境都市の構築を目指します。

施策のポイント

- 環境に配慮したライフスタイルへの転換促進
- 再生可能エネルギー・環境負荷の低いエネルギー等の利用促進
- 公共施設や行政活動における二酸化炭素排出量の削減
- 脱炭素社会の実現や環境保全活動の担い手となる人材の育成と活動支援
- 市民・事業者・市が連携・協働した環境保全活動の推進

基本的取組の体系

施策27 脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策と環境保全の推進

27-1 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

27-2 環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手づくり

重点

5 地球温暖化対策の推進

環境学習・環境保全活動の推進

5 深大寺・佐須地域の里山, 水辺環境の保全・活用 [再掲]

基本計画事業

- 日常生活から廃棄されるプラスチックが、ごみとして海に流出することで、生態系破壊や人体への健康被害等の悪影響を誘発する海洋プラスチック問題が新たな環境問題になっていることを受けて、市は令和2年4月に、「CHOFUプラスチック・スマートアクション」を掲げ、市庁舎の自動販売機からペットボトルをなくすなど、使い捨てプラスチックの削減にも積極的に取り組んでいます。
- 深大寺・佐須地域の里山、水辺環境を活用した環境活動の推進として、「佐須農（みのり）の家」を拠点に、自然豊かな地域の環境資源を活用し、農業体験や雑木林ボランティア講座等の環境学習・環境保全活動の推進に取り組んでいます。



<市庁舎のペットボトルをなくした自動販売機と掲示>



<啓発ロゴマーク>



<農業体験の様子>

基本的取組の内容

27-1 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

◆脱炭素社会の実現に向けた総合的な取組の推進

調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づき、脱炭素社会の実現に向けた各種取組を推進します。

◆公共施設や行政活動における環境負荷低減の取組

環境マネジメントシステム¹の運用による環境配慮型の行政活動や、市有施設及び公用車における二酸化炭素排出量の削減に率先的に取り組みます。また、プラスチックごみの減量や海洋流出防止に繋がる取組を積極的に実施するため、CHOFUプラスチック・スマートアクションに基づく取組を推進します。

◆再生可能エネルギー等の普及拡大

太陽光発電や太陽熱利用など、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーについて、利用促進を図るための補助事業に関する情報提供に取り組みます。また、水素などの次世代エネルギーに関する普及啓発に取り組むとともに、電気自動車や燃料電池（水素）自動車等のZEV（ゼロエミッションビークル）の普及啓発を図ります。

◆環境配慮行動を促す意識の醸成

環境負荷の少ない、また、二酸化炭素排出削減につながるライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発や住宅の省エネルギー化の促進等を図ります。また、環境フェア等のイベント、環境に配慮したライフスタイルの普及につながる事業を通じて、環境意識の醸成を図ります。

◆気候変動適応策の推進

気候変動による被害の回避・軽減を図るため、暑熱対策を推進するとともに、地球温暖化及び気候変動に関する情報発信を行います。



<多摩川自然情報館の太陽光パネル>

1 企業、事業所等の組織がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みのこと。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市域から排出されるCO ₂ 排出量	78.1万t - CO ₂ (平成25年)	57.5万t - CO ₂ (令和8(2026)年)
市の公共施設及び車両から排出されるCO ₂ 排出量 ¹	1万5,843t - CO ₂ (平成25年)	1万3,519t - CO ₂ (令和7(2025)年)

1 基準値及び目標値は、第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の基準値、目標値。
令和8年度の目標値については、第5次地球温暖化対策実行計画を踏まえて設定。

基本計画事業

No.	89	重点5				
事業名	地球温暖化対策の推進		区分	拡充	担当課	環境政策課
事業の概要	調布市地球温暖化対策実行計画区域施策編及び事務事業編に基づき、市民、事業者、市が一体となって、省エネルギーに取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入を促進し、地域と一体となった地球温暖化対策を推進します。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設における率先取組（環境マネジメントシステム・省エネ法に基づく管理標準運用、公共施設における壁面緑化等） ○脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及促進 ○再生可能エネルギー等の利用促進 ○LED照明設置等補助事業 ○市民・事業者向け省エネ・再エネ設備導入等啓発・相談事業の実施 ○「(仮称)ゼロカーボンシティ調布推進協議会」の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○「(仮称)ゼロカーボンシティ調布推進協議会」の運営 ○第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○協議会の提案に基づく取組 ○第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定 ○地球温暖化対策実行計画（区域施策編）中間見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定 ○脱炭素化ロードマップ策定 		
事業費(百万円)	47	18	22	28		

27-2 環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手づくり

◆連携・協働による環境保全活動の推進

市民・事業者・団体・学校等の様々な主体同士の情報交換や交流機会の創出、企業の社会貢献活動との連携等を通じて、環境保全活動の環（わ）の拡大を図るとともに、それぞれの活動を支援します。また、自治体間の広域連携による環境保全活動の取組を推進します。

◆環境教育・環境学習の充実

次代を担う子どもたちを含め、あらゆる世代におけるSDGsを意識した環境学習を推進するとともに、環境保全についての学習の機会・場の確保を図ります。また、多摩川自然情報館や佐須農の家を拠点とした、行政・地域団体・事業者等の様々な主体による環境教育・学習を展開します。

◆環境活動体験機会の創出

武蔵野の面影が残る深大寺・佐須地域の環境資源を活用し、農業体験や雑木林の維持管理等の体験型環境活動に参加できる機会の創出により、市民・事業者等の自主的な環境保全活動のみならず、各主体との協働に向けた仕組みづくりを推進します。

◆生物多様性の保全に向けた取組の推進

多摩川自然情報館における各種イベントや生物多様性パネル展の実施等により、生物多様性への関心を高め、都市の生活にうるおいを与える貴重な自然を大切にするための普及啓発を推進します。また、地域の生態系を保全するため、在来種の活用、特定外来生物（植物）への対策を推進します。

◆環境保全活動の活動支援と担い手づくり

環境保全活動に関する各種情報発信や環境フェア等のイベント、環境に配慮したライフスタイルの普及につながる事業の実施等を通じて、市民の環境意識の醸成を図り、環境保全活動の中心となる担い手づくり、様々な主体が協働して活動するための仕組みづくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数	8,722人 (令和3年度)	1万2,450人 (令和8(2026)年度)
環境に配慮した取組を行っている市民の割合	98.3% (令和4年度)	99.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	90	区分	拡充	担当課	環境政策課
事業名	環境学習・環境保全活動の推進				
事業の概要	多様な方法で環境問題に関する情報を発信し、多世代に向けた環境学習の充実を進めます。あわせて、環境を支える担い手となる人材の育成を推進します。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○環境情報の積極的・効果的な発信 <ul style="list-style-type: none"> ・各種環境啓発事業の実施 ○環境学習の推進・自然体験型の環境活動機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習施設（多摩川自然情報館）、環境保全活動の拠点（佐須農の家）の管理・運営と活用 ○環境保全に取り組む人材の育成と活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・継続 ○継続 ・継続 ○継続 ○次期環境基本計画策定に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・継続 ○継続 ・継続 ○継続 ○次期環境基本計画の策定・子ども版環境基本計画の発行 ○湧水調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・継続 ○継続 ・継続 ○継続 	
事業費(百万円)	15	26	30	18	



< 環境学習 >



< 環境フェア >

No.	93	重点5			
事業名	深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の保全・活用 [再掲]	区分	拡充	担当課	環境政策課 緑と公園課
事業の概要	深大寺・佐須地域の豊かな環境を調布の貴重な財産として、次世代に引き継いでいくために「深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」に基づき、事業の検討・推進を図ります。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○深大寺・佐須地域の里山環境の保全・活用の推進 ○深大寺・佐須地域農業公園の暫定開園に伴う管理・運営 ○深大寺・佐須地域農業公園管理棟等の建築工事 ○環境学習の推進・自然体験型の環境活動機会の創出 ○環境保全活動の拠点（佐須農の家）の管理・運営と活用 ○環境保全に取り組む人材の育成と活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○深大寺・佐須地域農業公園の管理・運営 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費 (百万円)	149	18	18	18	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- オンライン会議システムを活用し，市民等を対象とした座談会やワークショップを実施します。また，市の公式 SNS 等を活用し，市民，事業者に対して，環境配慮に関する取組みに関する情報を発信します。

共創のまちづくり

- 市民，市民活動団体，事業者との協働による環境保全活動に取り組みます。
- 電気通信大学と連携し，高効率太陽光発電設備の実証に取り組みます。
- 事業者との協働により，化石燃料を使わないZEV（電気・水素自動車）等の導入・普及に向けた取組を進めます。

脱炭素社会の実現

- 脱炭素社会の実現に向け，市民，事業者，市役所全体で，地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に位置付けた各種の取組を推進します。

フェーズフリー

- 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を促進し，平常時も災害時も安定的に電力を供給できる環境整備に取り組みます。



8-2 豊かな自然と人が調和し、水や緑を生かす、やすらぎのあるまち 【緑・農地・水辺・公園】

施策28 水と緑による快適空間づくり

目的

- 対象** …… 自然, 市民
意図 …… 自然が保全・創出される
 自然との共生が図られる

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

人と自然との共生を目指すために、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある自然動植物の生息空間と緑豊かな美しい街並み・景観を形成する快適な空間づくりに取り組みます。

施策のポイント

- 自然豊かな都市環境の保全（地域制緑地制度等を活用した取組の推進，崖線樹林地の保全管理計画の策定等）
- 公園，緑地，崖線樹林地，農地などを含む緑の保全に関する取組の推進
- 老朽化した公園の施設・設備の計画的な更新
- 地域ニーズを踏まえた公園，緑地の整備
- 公園トイレの計画的な更新
- 自然環境が有する機能を活用して，多様な効果を得るグリーンインフラの考え方を取り入れた取組の推進

基本的取組の体系

施策28 水と緑による快適空間づくり

- 28-1 水と緑の保全
- 28-2 水と緑の創出
- 28-3 深大寺・佐須地域の里山環境の保全・活用の推進

重点

- 5 公園・緑地，崖線樹林地の保全
- 5 公園・緑地等の整備
- 5 深大寺・佐須地域の里山，水辺環境の保全・活用

基本計画事業

- 市内に残されている崖線の緑は、自然の地形を残し、かつ市区町村界を越えて連続して存在する緑であり、東京の緑の骨格となっているとともに、崖線下には湧水や希少植物等の資源があり、都市化が進んだ東京の中で貴重な空間となっています。
- 市は、緑の保全と維持管理を推進するため、国分寺崖線・布田崖線・仙川崖線などの崖線の緑、雑木林、社寺林、屋敷林等について、公有化や民有地の借り上げ、地域制緑地制度¹の積極的な活用等を通じた保全に努めるとともに、市民・市民団体・事業者など各主体との連携・協働による維持管理に取り組んでいます。
- 令和4年3月には、自然の地形を残し、かつ市街地の中に存在するまとまった形の雑木林の樹林地である「緑ヶ丘みんなの森」について、樹林景観の維持や生物資源の保全と活用を図るため、「調布市崖線樹林地保全管理計画」を策定しました。
- 深大寺・佐須地域は、緑豊かな国分寺崖線や、崖線に由来する湧水を水源とする水路、その水路に沿って広がる田畑が一体となって、市街地の中にありながらも里山風景を残している地域です。市は、こうした深大寺・佐須地域の環境資源を、将来にわたって保全していくため、平成26年3月に「深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」を策定し、地域の環境資源の保全・活用に向けた取組を進めています。また、令和2年7月には、都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくため、東京都の「農の風景育成地区」に都内5地区目として指定されました。こうした取組の一環として、同区域内の土地の一部を活用し、深大寺・佐須地域農業公園の整備工事を行うとともに、令和6（2024）年度の開園（本格運用）に向けて、取組を進めています。
- 多くの市民が利用している生活に身近な公園について、年齢や障害の有無にかかわらず、誰にとっても使いやすい環境を整備していく視点を持つことが必要となっています。
- 調布市公園・緑地機能再編指針において、市は、多様な利用者がともに楽しめるよう、適正な機能配置を目指す観点から、「みんなが集い 憩いの場となる 魅力ある公園づくり」を基本理念に掲げるとともに、特色のある小規模な公園・緑地を増やし、それぞれの公園・緑地が機能を分担することで、地域全体で多様な利用者ニーズに対応していくことを、公園・緑地機能再編の基本的な考え方として位置付けています。
- 安全・安心に公園を利用できるよう、防犯等の観点から、必要性を踏まえて防犯カメラの設置を進めています。
- 二酸化炭素の吸収源となる自然環境が有する機能を活用したグリーンインフラについて、施策横断的な連携とともに、複数の主体と連携した取組が求められます。



＜深大寺・佐須地域の風景＞

1 都市緑地法に基づく「緑地保全地域制度」や「特別緑地保全地区制度」、生産緑地法に基づく「生産緑地制度」など、法令に基づく緑の保全・創出に関する制度の総称。

緑被率及びみどり率の推移

区 分		平成 16 年 (2004 年)		平成 22 年 (2010 年)		平成 27 年 (2015 年)		令和元年 (2019 年)		
		面積 (ha)	市域に 対する 構成比 (%)	面積 (ha)	市域に 対する 構成比 (%)	面積 (ha)	市域に 対する 構成比 (%)	面積 (ha)	市域に 対する 構成比 (%)	
緑被率の集計対象	立体的 みどり	屋敷林	24.27	1.1%	19.68	0.9%	18.50	0.9%	16.69	0.8%
		住宅・事務所等の植栽	96.32	4.5%	113.46	5.3%	116.20	5.4%	105.88	4.9%
		山林・平地林	39.19	1.8%	31.37	1.5%	29.07	1.3%	31.20	1.4%
		公園の緑	73.65	3.4%	69.58	3.2%	72.55	3.4%	72.40	3.4%
		公共施設の緑	64.98	3.0%	56.83	2.6%	50.08	2.3%	53.58	2.5%
		道路の緑	-	-	16.31	0.8%	16.06	0.7%	16.12	0.7%
		民間施設の緑	32.59	1.5%	33.19	1.5%	34.02	1.6%	31.10	1.4%
		社寺林	7.73	0.4%	8.00	0.4%	8.09	0.4%	7.86	0.4%
		果樹園・苗圃等	62.16	2.9%	50.67	2.4%	51.66	2.4%	48.00	2.2%
			400.89	18.6%	399.09	18.5%	396.23	18.4%	382.83	17.7%
みどり率の集計対象	平面的 みどり	畑	106.30	4.9%	95.93	4.5%	88.56	4.1%	80.64	3.7%
		草地	208.39	9.7%	193.96	9.0%	183.59	8.5%	187.63	8.7%
			314.69	14.6%	289.89	13.5%	272.15	12.6%	268.27	12.4%
		屋上緑化	-	-	-	-	1.60	0.1%	1.80	0.1%
		715.58	33.2%	688.96	32.0%	669.98	31.0%	652.90	30.3%	
水面 (水辺を含む)		98.77	4.6%	86.15	4.0%	64.15	3.0%	52.62	2.4%	
公園区域内	裸地					9.59	0.5%	9.67	0.4%	
	人口被覆面					21.70	1.0%	21.02	1.0%	
		814.35	37.8%	775.11	36.0%	765.43	35.5%	736.21	34.1%	

※合計数値が合わないものは端数処理によるもの



基本的取組の内容

28-1 水と緑の保全

◆身近な水辺と崖線樹林地・里山の一体的な保全・活用

湧水・河川等の身近な水辺や、武蔵野の貴重な自然資源の維持保全を図るとともに、土砂災害警戒区域等における崖線樹林地等の計画を策定します。

◆緑の保全に向けた制度の活用

緑地の連続性や地域の特性を踏まえ、地域制緑地制度を活用した緑の保全に努めます。

◆公園・緑地等の公有地化への対応

公園不足地域の解消に向け、公園・緑地（崖線樹林地を含む）の公有地化に向けて取り組みます。

◆市民による緑の保全の促進

市民との協働による緑の保全を図ります。

◆緑化活動へつなげる支援・制度の充実

花いっぱい運動を推進するほか、生垣整備に係る費用の助成制度等の活用促進を図ります。

◆公園施設長寿命化計画の推進

公園の安全で快適な利用環境の維持・向上を図るため、調布市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の維持・補修を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
公共が保全する緑の面積 ¹	149.40ha (令和3年度)	163ha ² (令和22(2040)年度)

- 1 指標の対象となるものは、市や都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対して、市が補助している保全地区
- 2 目標値は、調布市緑の基本計画における令和22(2040)年度の目標値。

基本計画事業

No.	91	重点5				
事業名	公園・緑地，崖線樹林地の保全		区分	継続	担当課	緑と公園課
事業の概要	市民や団体の保全活動への支援や人材の育成などにより、協働による公園・緑地，崖線樹林地の維持保全を進めるとともに、緑地の連続性や地域の特性を踏まえ、地域制緑地制度の活用や公有地化による緑の保全に取り組みます。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民との協働による保全活動の推進 ○深大寺元町特別緑地保全地区保全管理計画の策定 ○花いっぱい運動・おもてなしガーデン事業の整備と推進 ○公園施設長寿命化計画に基づく公園の改修 ○公園・公衆トイレ整備・改修計画に基づく取組(設計・工事) ○樹木の健全度調査 ○土砂災害警戒区域等と重なる崖線樹林地関連業務・計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○既存保全管理計画の見直し・拡充検討，崖線樹林地内の樹木のカルテ及び崖線緑地等の地形調査 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ・調査・設計 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○既存保全管理計画の見直し・拡充 ○花いっぱい運動・おもてなしガーデン事業の推進 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ・調査・設計・工事 		
事業費(百万円)	212	263	254	297		



< 西調布駅おもてなしガーデン >

28-2 水と緑の創出

◆公園・緑地機能再編整備プランによる公園・緑地の整備

緑の基本計画や調布市公園・緑地機能再編指針に基づき、地域の特性を生かすことやインクルーシブの視点を踏まえた公園・緑地の計画的な整備を推進します。



< 多摩川市民広場 >

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市民一人当たりの公園面積	5.44㎡ (令和3年度)	5.44㎡ (令和8(2026)年度)
公園面積	147.8ha (令和3年度)	147.8ha (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	92	重点5				
事業名	公園・緑地等の整備		区分	拡充	担当課	緑と公園課
事業の概要	公園の配置状況や地域ニーズに合わせた、公園・緑地の適切な整備を実施するとともに、既存の公園機能の再編を推進します。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道敷地公園(映画ゾーン整備) ○多摩川市民広場周辺区域整備工事 ○凸凹山児童公園及び若宮自然広場周辺区域測量設計 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○凸凹山児童公園及び若宮自然広場周辺区域整備工事, 用地買戻し ○八雲台公園周辺区域機能再編整備プラン策定準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○凸凹山児童公園及び若宮自然広場周辺区域整備工事 ○八雲台公園周辺区域機能再編整備プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○八雲台公園周辺区域測量設計 		
事業費(百万円)	56	214	121	111		

28-3 深大寺・佐須地域の里山環境の保全・活用の推進

◆深大寺・佐須地域の里山, 水辺環境の維持保全

国分寺崖線の緑と崖線由来の豊かな湧水を水源とする用水路に沿って、都市農地や屋敷林等が広がり、武蔵野の面影を残す里山の風景が形成されている深大寺・佐須地域について、市民との協働の下、崖線や都市農地等の緑の保全に積極的に取り組むとともに、様々な生物の生息空間となっている地域の生物多様性の保全に取り組みます。

◆深大寺・佐須地域農業公園の運営

農の風景を保全する取組を推進するため、農のあるまちづくりの拠点として、深大寺・佐須地域に農業公園を整備し、市民が農に親しむことができる公園の運営に取り組みます。



< 深大寺・佐須地域農業公園 >

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
区域での環境保全活動等の延べ参加人数	1万46人 (令和3年度)	1万2,000人 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	93	重点5				
事業名	深大寺・佐須地域の里山，水辺環境の保全・活用		区分	拡充	担当課	環境政策課 緑と公園課
事業の概要	深大寺・佐須地域の豊かな環境を調布の貴重な財産として，次世代に引き継いでいくために「深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」に基づき，事業の検討・推進を図ります。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○深大寺・佐須地域の里山環境の保全・活用の推進 ○深大寺・佐須地域農業公園の暫定開園に伴う管理・運営 ○深大寺・佐須地域農業公園管理棟等の建築工事 ○環境学習の推進・自然体験型の環境活動機会の創出 ○環境保全活動の拠点（佐須農の家）の管理・運営と活用 ○環境保全に取り組む人材の育成と活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○深大寺・佐須地域農業公園の管理・運営 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 		
事業費(百万円)	149	18	18	18		



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

共創のまちづくり

- 自治会，子ども会などの市民団体等と協働し，公園等の清掃活動を実施します。また，ワークショップに参加した市民と協働し，緑地，崖線樹林地の保全活動を推進します。
- 自治会や市民グループと協働し，花苗を植えて，地域の緑化を推進する「花いっぱい運動」に取り組めます。

脱炭素社会の実現

- 公園の整備，崖線樹林地等の保全により，市内の二酸化炭素排出量の抑制に努めます。

フェーズフリー

- 災害時の一時避難場所としての視点やグリーンインフラの考え方を取り入れた公遊園の整備について，取組を進めます。

施策29 ごみの減量と適正処理

目的

対象 …… 市民, 事業者

意図 …… 持続可能な社会の形成に向け, 3Rを推進する

施策と関連するSDGsの目標 (ゴール)



施策の方向

広報, 啓発活動や支援事業の充実により, 市民・事業者による3R (リデュース=ごみの発生抑制, リユース=再利用, リサイクル=再資源化) の取組を推進します。また, 地球環境に配慮したごみの安定・適正処理に努め, 循環型社会, 自然共生社会, 低炭素社会の3つの要素が連携した持続可能な社会を目指します。

施策のポイント

- 更なるごみの減量と資源化の推進
- ごみの長期的かつ適正な安定処理
- プラスチックごみの発生・排出抑制及び資源化によるCO₂の削減
- 市民・事業者との協働による3Rの取組の一層の推進

基本的取組の体系

施策29 ごみの減量と適正処理

29-1 3R推進によるごみの減量

29-2 ごみの安定・適正処理

重点

5 ごみの減量と資源化

ごみの適正排出・適正処理の推進

基本計画事業



- 市は、一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定める令和5年度からの「調布市一般廃棄物処理基本計画」において、令和5年度から令和12（2030）年度までの8年間のごみ処理及びリサイクル事業の基本的な方向を定めることとしています。同計画では、市民・事業者・行政のそれぞれが、これまでの発生抑制を最優先とすごみの3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再資源化（Recycle））に継続して取り組むとともに、新たな課題として、廃棄物に係る施策においても地球規模の環境問題へ配慮することとし、互いに連携しながら、協働による取組を深化させることによって、持続可能な社会を目指すことを基本的な考え方として掲げています。
- 同計画に掲げた計画（数値）目標である、「令和12（2030）年度までに市民1人1日当たりの総ごみ排出量¹（総ごみ排出原単位）688g/人日」、「二酸化炭素（CO₂）削減量2,948トン（令和3年度比25%減）」、「最終処分量ゼロ」の達成に向け、ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組みます。
- 家庭系ごみ、資源物（集団回収を含む）、事業系可燃ごみを合計したごみの総排出量は、平成30年度までは減少傾向であったものの、令和元年度の消費税率の改定及び令和2年度以降のコロナ禍の影響による巣籠もり需要が高まったことなどから、家庭系ごみは増加傾向に転じました。また、家庭系の燃やせるごみの約4割を生ごみが占めています。
- 粗大ごみ、資源物（びん・缶・古紙・古布）はクリーンセンターにて解体・選別等が、燃やせないごみ、有害ごみ、容器包装プラスチックは、ふじみ衛生組合のリサイクルセンターにおいて破砕・選別・梱包等の中間処理がされており、近年の資源化率は全国と同規模自治体（人口10万人以上50万人未満）の中においても高水準を維持しています。
- 令和4年4月施行の、プラスチック資源循環促進法に対応した、プラスチックごみの削減及び資源化に向けた、排出から処理までの一連の取組の検討が求められています。
- 令和5年度からのごみ行政のマスタープランである「調布市一般廃棄物処理基本計画（令和4年度策定）」に基づき、引き続き、ごみの発生抑制を最優先として、市民や事業者等の3Rの取組を推進し、プラスチックごみの削減及び資源化や、組織横断的な連携による食品ロス対策をはじめとする更なるごみの減量及び資源化に計画的に取り組む必要があります。
- 市と市議会は、令和3年4月に2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「調布市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。国・東京都と連携し、市民や事業者等の多様な主体と力を合わせて、SDGsの目標達成につながる循環型社会への転換や脱炭素社会の実現などを廃棄物に係る施策の側面から推進します。また、海洋プラスチックごみ問題に対する独自の取組を実践するため、令和2年4月に「CHOFUプラスチック・スマートアクション」の取組を立ち上げ、職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により、プラスチックごみの減量や海洋流出防止につながる取組を積極的に進めています。
- ふじみ衛生組合を構成する三鷹市と連携し、将来にわたって安全なごみ処理を安定的に行うことができるよう、ふじみ衛生組合リサイクルセンターの老朽化に伴う施設更新を着実に進めることで、ごみ処理施設の適正管理を図る必要があります。また、焼却施設であるクリーンプラザふじみも、将来を見据えた施設運営の方向について検討する必要があります。
- 東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設について、令和8（2026）年度以降の事業継続の方針が決定したことから、施設の老朽化に伴う施設更新において、構成団体として参画し、ごみの最終処分事業の適正管理を図る必要があります。



調布市ごみ減量・リサイクルキャラクター
リサッチョ

1 (家庭系ごみ+事業系可燃ごみ+資源物) / 人口 × 365 (366)

29-1 3R推進によるごみの減量

◆3R推進に向けた意識啓発・環境教育の徹底

市報、市ホームページ、広報誌「ザ・リサイクル」、市公式SNS、ごみアプリなど様々な媒体を活用した積極的な情報発信とともに、クリーンプラザふじみの施設見学や出前講座を通じた環境教育を推進することで、3R推進への意識啓発を行います。



< 調布市ごみアプリ >

◆ごみの発生・排出抑制の取組推進

ごみの発生抑制を最優先とした、3Rの取組を推進します。特にプラスチックごみの発生・排出抑制や、食品ロス対策などに取り組みます。

◆ごみの資源化の推進

剪定枝資源化支援事業、粗大ごみの再生利用、廃家電製品からの有用金属を取り出す取組、プラスチック類の資源化を推進するほか、事業者と連携した資源化を進めます。

◆ごみ処理計画の推進

令和5年度からの調布市一般廃棄物処理基本計画に基づき、3Rの推進及びごみの適正処理を計画的に進め環境負荷の低減を図ります。

◆市民・事業者による自主的な3Rの取組に対する支援

資源分別収集のほか、資源物地域集団回収事業及び店頭回収や生産者による自主回収など、3Rの取組に対する支援・連携に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市民1人1日当たりの総ごみ排出量 ¹	715g (令和3年度)	693g ² (令和8(2026)年度)

1 資源物（紙類・缶・びん・プラスチックなど）を除く

2 目標値については、調布市一般廃棄物処理基本計画（素案）における目標値

基本計画事業

No.	94	重点5			
事業名	ごみの減量と資源化	区分	継続	担当課	ごみ対策課
事業の概要	ごみ減量・分別の啓発や自主的なごみ減量・資源化の取組を支援し、市民、事業者による3Rの推進を図ります。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物減量及び再利用促進審議会 ○広報・啓発 ○自主的なごみ減量・資源循環の取組支援 ○資源化の推進 ○環境教育の推進 ○プラスチック資源の循環促進 ○脱炭素化に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○一般廃棄物処理基本計画の改定に向けた協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○一般廃棄物処理基本計画の改定 	
事業費(百万円)	72	72	78	77	

29-2 ごみの安定・適正処理

◆排出指導の充実

分かりやすい広報・啓発の継続，分別排出指導の充実に取り組みます。

◆不法投棄対策の充実

関係機関との連携によるパトロールにより，廃棄物の不法投棄の未然防止と併せて，早期発見，排出者における適正処理の促進を通じて，公衆衛生の保持に努めます。

◆資源物持去り対策の実施

市民からの通報も含めた監視強化を図るとともに，重点地区のパトロールを継続し，廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく対策を推進します。

◆適正かつ安定的な処理の確保

現在の収集・運搬体制を維持しつつ，排出量やごみ質，社会経済状況等の変化に柔軟に対応し，適宜効率化や見直しを図ることで安定した社会インフラ事業の継続するとともに，最終処分事業の維持・継続に取り組み，最終処分量ゼロを堅持します。また，焼却施設，リサイクル施設，最終処分施設，クリーンセンターの安定稼働に努めます。

◆ごみ処理施設の更新に向けた検討・協議

ふじみ衛生組合のリサイクルセンター，東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の更新に向けた検討・協議を行います。

◆災害廃棄物処理体制の強化

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより，市民の生活環境を確保し，速やかな復興を推進していくことを目的として，災害廃棄物処理計画の策定に取り組みます。



<クリーンセンター>



<クリーンプラザふじみ>

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
最終処分（埋立）量	ゼロ （令和3年度）	ゼロ （令和8（2026）年度）

基本計画事業

No.	95				
事業名	ごみの適正排出・適正処理の推進		区分	拡充	担当課
事業の概要	ごみの分別、不法投棄、資源物の持ち去り行為などについて適正排出を促し、適正処理を図ります。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○分別排出指導 ○ごみの適正分別 ○不法投棄対策 ○資源物持ち去り禁止対策 ○ごみの適正処理 ○ふじみリサイクルセンター施設整備実施計画の策定 ○エコセメント化施設更新実施設計 ○災害廃棄物処理計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○ふじみリサイクルセンター解体工事設計・施工・事業者決定 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○ふじみリサイクルセンター更新工事設計・施工 ○エコセメント化施設準備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○ふじみリサイクルセンター更新工事 ○エコセメント化施設更新工事 	
事業費(百万円)	851	1,049	848	897	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- 3R 推進に向けた啓発，ごみの適切な分別方法の周知のため，「調布市ごみアプリ」を配信します。また，食品ロス対策に向けた啓発ツールとして，フードシェアリングアプリの活用について検討します。

共創のまちづくり

- 地域のごみ減量リーダーである廃棄物減量及び再利用促進員等と連携して，まちの美化活動やごみの減量に向けた取組を進めます。
- 市内小学生を対象としたごみ探検隊やごみ減量キャンペーンを通じて，3R の取組を推進します。あわせて事業者とも連携し，3R の取組を推進します。

脱炭素社会の実現

- 脱炭素社会の実現に向け，更なる分別の促進，製品プラスチックの資源化，指定収集袋へのバイオマスプラスチック導入等に取り組みます。
- 企業（生産者）が取り組むペットボトルの水平リサイクル技術・システムを活用した二酸化炭素の削減の取組を促進します。
- 企業や市民等との連携・協働による食物残渣を活用した資源循環モデルの実証に取り組みます。

フェーズフリー

- 災害時における避難所機能の確保や災害廃棄物処理体制の強化に向け，ふじみ衛生組合リサイクルセンター及び東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設の整備に取り組みます。



施策30 快適な生活環境づくり

目的

- 対象** …… 市民, 事業者
意図 …… 安心して暮らせる環境を維持することができる

施策と関連するSDGsの目標 (ゴール)



施策の方向

生活環境被害の防止対策, まちの美化活動, 路上喫煙対策, 下水道施設の機能維持などについて, 市民, 地域, 事業者, 市がそれぞれの役割に応じた取組を進め, 市民が安心して暮らすことができる環境を維持します。

施策のポイント

- 特定粉じん物質 (アスベスト) への対応など, まち公害発生防止の取組の推進
- 路上喫煙対策を含むまちの美化活動の推進
- 持続可能な下水道事業経営の構築

基本的取組の体系

施策30 快適な生活環境づくり

- 30-1 生活環境の維持向上
- 30-2 美化活動の推進
- 30-3 持続可能な下水道事業経営

重点

都市美化の促進と路上喫煙対策の推進

1 下水道施設における浸水・地震対策の推進[再掲]

下水道施設の老朽化・劣化対策の推進

基本計画事業

- 市民が安心して暮らすことができる生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、特定粉じん物質（アスベスト）等について、東京都との連携を図りながら、監視体制の継続や的確な情報発信を行うとともに、規制や指導による未然防止に努める必要があります。
- 市は、調布市都市美化の推進に関する条例に基づき、まちの環境美化活動を推進しています。その中で特に美化を推進する必要があり、かつ、地域の方々の美化意識が高く、積極的な美化活動を進めている地区を「美化推進重点地区」に指定しています。令和4年3月末現在、同地区に指定された地区は8地区あり、市民・事業者による定期的な清掃活動が実施されています。
- 受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的として、令和元年7月1日に、「調布市受動喫煙防止条例」を施行し、市内9駅周辺の路上等を「調布市路上喫煙禁止区域」に指定するなど、受動喫煙対策と連動して、路上喫煙対策に取り組んでいます。
- ごみのポイ捨てや喫煙等のマナーを守るよう、市民の意識啓発を図るとともに、清掃等の美化活動や美化対策、屋外喫煙対策の推進によって、快適な都市環境の確保に努める必要があります。
- 下水道施設の維持管理では、道路陥没事故等を未然に防止するため、目視やTVカメラによる点検・調査により管路の状態を確認し、リスクを評価したうえで改築・修繕を行う老朽化・劣化対策に平成27年度から着手しています。この取組により、壊れてから直す事後保全型の維持管理から、不具合が生じる前に対応する予防保全型の維持管理への転換を目指しています。市の下水道管路は、今から40年以上前の都市化が進んだ昭和40～50年代に集中的に整備しており、今後老朽化が急速に進行していくことから、維持管理コストや対策に要する事業量の増加が見込まれます。このため、円滑な事業執行体制を構築するとともに財政負担を平準化し、予防保全型の維持管理を持続的に進めていく必要があります。
- 仙川汚水中継ポンプ場について、老朽化や災害による機能不全リスクの解消、長期的な事業費の縮減及び脱炭素社会の実現への貢献等に向け、ポンプによる圧送方式から下水道管路の新設による自然流下方式へ切り替えるため、自然流下化事業として下水道管路新設工事を進めています。
- 循環型社会形成に寄与する取組として、下水道工事において、エコセメントや下水汚泥焼却灰を活用したコンクリート製品を継続利用していますが、地球温暖化の影響が深刻化する中、脱炭素社会の実現に貢献する更なる取組を検討する必要があります。
- 公共施設の整備や民間の宅地開発における排水設備接続協議の際に、雨水流出の抑制、河川の水質改善、地下水の涵養といった効果を期待できる雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を進めています。
- 下水道事業においては、令和2年度に移行した公営企業会計により明らかになった減価償却費などの費用と下水道使用料などの収益の対応関係や、資産や負債に関する情報を活用することで、中長期的な視点に立ち、支出と収入のバランスを確保しながら、持続可能な下水道事業経営につなげる必要があります。



基本的取組の内容

30-1 生活環境の維持向上

◆情報提供の推進と意識啓発

事業者や市民一人一人における、安全で快適な生活環境に関する意識を高めるため、市ホームページなどを活用した、生活環境への配慮等に対する意識啓発を推進します。

◆公害のない環境の維持

大気汚染等の調査を実施しつつ、関係機関と連携した公害発生の防止に努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
騒音や悪臭等の公害対策について不満を感じる市民の割合	14.4% (令和4年度)	12.0% (令和8(2026)年度)

●その他の主な事業

- ・大気汚染、河川水質等の調査監視と啓発

30-2 美化活動の推進

◆まちの美化の推進

美化推進重点地区における自主的な美化活動を支援するとともに、多摩川・野川、調布駅前、飛田給駅前におけるクリーン作戦を実施します。また、受動喫煙対策に連動した屋外喫煙対策や、路上喫煙禁止区域の指定をはじめとする路上喫煙対策の取組を推進します。



< 多摩川クリーン作戦 >



< 路上等喫煙禁止区域啓発タイル >

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
美化活動に参加した市民の数	3,731人 (令和3年度)	1万5,000人 (令和5~令和8(2026)年度の延べ人数)

基本計画事業

No.	96				
事業名	都市美化の促進と路上喫煙対策の推進	区分	拡充	担当課	環境政策課
事業の概要	美化推進キャンペーンによる啓発活動，定期的な清掃活動を実施・支援します。路上喫煙禁止区域の周知及び喫煙者に対する喫煙マナーの向上を図ります。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○受動喫煙防止パトロールの実施(市内各駅) ○地域清掃活動の支援 ○多摩川・野川・調布駅前・飛田給駅前クリーン作戦の実施 ○喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーンの実施 ○路上喫煙防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○新たな美化推進重点地区の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	24	24	24	24	

30-3 持続可能な下水道事業経営

◆下水道施設の予防保全型の維持管理への本格的な転換の推進

調布市下水道ストックマネジメント計画に基づき下水道管路の維持管理を行う，老朽化・劣化対策や，仙川汚水の中継ポンプ場の自然流下化事業を着実に推進します。また，公民連携手法の一つである，下水道管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入に向けた取組を推進し，予防保全型の維持管理を進めます。この他，調布市下水道地震対策に関する実施方針を策定し，下水道管路の耐震診断を進めるとともに，診断結果に基づき，対策を推進します。

◆水環境の保全・再生に向けた取組

雨水浸透施設の設置や雨天時放流水の水質調査を引き続き推進します。

◆下水道資源・エネルギーの有効利用

エコセメントや下水汚泥焼却灰を活用したコンクリート製品等の資源化製品の利用を継続します。また，下水道管路内の下水道熱の性質を踏まえ，冷暖房等の熱源としての利用可能性を検討します。

また，市内の下水を処理している森ヶ崎水再生センターを管理する東京都と連携し，温室効果ガス排出量が少ない水処理設備や汚泥処理設備への更新事業費を負担します。

◆下水道事業の財務マネジメントの向上及び情報発信の強化

調布市下水道ビジョンに基づき，中長期的な収支見通しを踏まえた事業費の平準化や財源確保に向けた検討を進めます。また，普段目にするのが少ない下水道の仕組みや役割，経営情報や課題等について，分かりやすい情報発信に努め，情報の共有化を進めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
下水道施設の老朽化・劣化対策における管路点検延長累計	6,036スパン ¹ (令和3年度)	1万1,626スパン ² (令和8(2026)年度)

- 1 スパンは、マンホールとマンホールの間を1スパンとする単位。市内全域で約2万2,000スパンあり、20年サイクルで点検が一巡（令和18(2036)年度想定）するよう計画
- 2 目標値は、調布市下水道ビジョンにおける令和12年度の目標値を踏まえ算出

基本計画事業

No.	6	重点1				
事業名	下水道施設における浸水・地震対策の推進 [再掲]		区分	新規	担当課	下水道課
事業の概要	<p>狛江市と連携して、令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策を推進します。あわせて浸水対策マスタープランとなる雨水管理に関する総合計画を策定し、市内全域を対象とした総合的な浸水対策を進めます。また、調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき下水道管路の耐震診断を継続するほか、今後の実施方針を策定します。</p>					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	○浸水対策の実施 ・令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策工事の基本設計（狛江市負担金） ・雨水管理総合計画策定準備 ○地震対策の実施 ・管路耐震診断 ・地震対策実施方針策定	○継続 ・継続 ・継続 ○継続 ・管路耐震診断及び対策の実施	○継続 ・継続 ・雨水管理総合計画策定 ○継続 ・継続	○継続 ・継続 ・雨水管理総合計画に基づく対策の推進 ○継続 ・継続		
事業費(百万円)	116	81	362	411		

No.	97					
事業名	下水道施設の老朽化・劣化対策の推進		区分	新規	担当課	下水道課
事業の概要	<p>調布市下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道管路の維持管理を行う、老朽化・劣化対策を推進します。また、下水道管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入に向けた取組を推進します。</p>					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	○下水道施設の老朽化・劣化対策の実施 ・下水道ストックマネジメント計画(第1期)に基づく維持管理、改築・修繕 ○下水道管路の維持管理業務における包括的民間委託の導入に向けた取組の推進	○継続 ・継続 ・維持管理に関するデータ整理 ○継続	○継続 ・継続 ・下水道ストックマネジメント計画(第2期)策定 ・継続 ○継続	○継続 ・下水道ストックマネジメント計画(第2期)に基づく維持管理、改築・修繕 ・維持管理台帳システム導入準備 ○継続		
事業費(百万円)	454	494	519	448		



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- 下水道管路の維持管理情報のデジタル化を進め，予防保全型の維持管理業務へ活用することで，市民が安心して暮らせる環境を維持します。

共創のまちづくり

- 地域住民による自主的な清掃活動への支援や，市民との協働による定期的な清掃活動（グリーン作戦）を実施し，まちの美化活動を推進します。

脱炭素社会の実現

- 下水熱を利用した創エネルギーについて検討します。
- 雨水浸透施設の設置を促進し，雨水流出の抑制，河川の水質改善，地下水の涵養等を図ります。

フェーズフリー

- 下水道施設の予防保全型の維持管理を推進し，平常時も災害時も安定した下水処理を持続します。



